

令和5年第4回鬼北町議会定例会

令和5年12月8日（金曜日）

○議事日程

令和5年12月8日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第74号 鬼北町奈良山等妙寺史跡公園設置条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第80号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第81号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第82号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第15 議案第83号 令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第84号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第85号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 18 議案第 86 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 19 議案第 87 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
について
- 日程第 20 議案第 88 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 21 議案第 89 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計補正予算 (第 1 号) につ
いて
- 日程第 22 議案第 90 号 愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 23 議案第 91 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの
脱退に伴う財産処分について
- 日程第 24 議案第 92 号 町営土地改良事業 (小倉地区) の事業計画策定について
- 日程第 25 議会改革特別委員会調査最終報告について
- 日程第 26 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 27 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 28 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 29 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 74 号 鬼北町奈良山等妙寺史跡公園設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 75 号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 8 議案第 76 号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 77 号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 10 議案第 78 号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 1 議案第 7 9 号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 8 0 号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 8 1 号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 8 2 号 鬼北町道路線の認定について
- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 令和 5 年度鬼北町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 6 議案第 8 4 号 令和 5 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 7 議案第 8 5 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 8 議案第 8 6 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 9 議案第 8 7 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 1 議案第 8 9 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 9 0 号 愛媛県市町総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 9 1 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第 2 4 議案第 9 2 号 町営土地改良事業（小倉地区）の事業計画策定について
- 日程第 2 5 議会改革特別委員会調査最終報告について
- 日程第 2 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 9 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

て

日程第30

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（11名）

1番 坂本一仁	2番 兵頭稔
3番 高橋聖子	4番 中山定則
5番 山本博士	6番 赤松俊二
7番 松下純次	8番 芝照雄
9番 福原良夫	11番 末廣啓
12番 程内覺	

○欠席議員（1名）

10番 松浦司

○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書 記 伊藤夏美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副 町 長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 芝達雄	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 那須周造	環境保全課長 森 明
農林課長 奥藤幸利	森林対策室長 東 英範
建設課長 上田 司	水道課長 上田 司
日吉支所長 山本雄大	会計管理者 古谷忠志
教育 長 行定洋嗣	教育課長 谷口浩司
農業委員会会長 谷口雄記	農業委員会事務局長 奥藤幸利
代表監査委員 田中清志	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回鬼北町議会定例会を開会します。

松浦司議員から欠席する旨、届出を受けています。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和5年第4回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

早いもので、令和5年ももう12月となりました。御案内のとおり、今年はコロナが5類になったこともあり、各種行事がコロナ前のように復活いたしました。「でちこんか」についても4年ぶりの開催となり、河川敷での前夜祭、当日のびっくり市や各種ステージ等のイベントも大盛況で、多くのお客様に来ていただきました。

また、10月28日から30日にかけては、「ねんりんピック愛顔のえひめ2023」ペタンク競技が鬼北総合公園で実施され、43都道府県から63チームの参加があり、天候にも恵まれ、爽やかな秋空の下、大いに盛り上がりました。

明るいニュースがあった一方で、職員による不祥事もございました。各種マスコミでも報道されましたが、該当職員について停職2か月の処分をいたしました。町民の皆様のご信頼を著しく損ないましたこと、改めて心からお詫び申し上げます。

今後、このようなことがないよう職員の指導を徹底し、信頼回復に努めてまいりますのでございます。

さて、本日の定例会には、条例の制定1件、条例の改正7件、町道路線の認定、令和5年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算5件、企業会計補正予算1件、市町総合事務組合に係る規約変更、財産処分各1件、事業計画の策定1件を提案いたしております。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、令和5年第4回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、5番、山本博士議員、6番、赤松俊二議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、小学校、中学校、学校給食センター、学校給食共同調理場、総務財政課及び教育課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和5年8月分、9月分及び10月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで、議長として行動した主な事項につき、報告をします。

別紙議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

なお、重要な事項としては、令和5年11月29日に、東京都で開催されました第67回町村議会議長全国大会に、私、議長が参加しました。

大会においては、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望の決定、そのほか、宣言及び決議等が承認をされました。

その内容は、議会事務局に保管しておりますので、後刻、お目通ししてください。

次に、10月に第61回四国地区町村議会議長会研修会に議員を派遣したので、副議長から報告を受けます。

○副議長（末廣 啓君）

10月13日、14日の2日間、徳島市で開催されました第61回四国地区町村議会議長会研修会へ議員10名が参加しましたので報告をいたします。

研修会は、町村議会議員として19年以上在職し、地方自治の振興に寄与された方に対する表彰が行われ、その後、共同通信社編集委員、兼、論説委員の久江正彦氏から、「岸田政権の行方、政局展望」、料理研究家、浜内千波氏から、「今から本気で向き合う体と食事のこと」と題する講演がありました。

久江氏は、政局政権及び政党の今後の動向についてを、浜内氏からは、老化を遅らせる効果のある食事についてを具体的な例を挙げて詳しく解説していただきました。

続いて、14日は、徳島県最南端の海陽町から高知県奈半利町まで運行している鉄道路線と道路の両方を走る乗り物、デュアルモードビークルに実際に乗車し、視察を行いました。

通称DMVは、徳島県海陽町にある第三セクター、阿佐海岸鉄道株式会社が運行しており、マイクロバスを改造し、鉄道路線では鉄車輪で走り、道路では鉄車輪をボンネットに約15秒で格納し、バスモードで走行をいたします。定員は、乗務員を入れて22人で、観光列車の役割を期待され、2021年12月、営業運行を始めました。

乗務員の話では、運行後は多くの乗客数があったが、次第に少なくなっている。しかし、最近では、海外の方が増えているということでした。このDMV車両3台の購入費用は、3億6,000万円ですが、四国東南地域の観光資源となり得るのか、また、地域公共交通に貢献できるのか、興味深く視察研修を実施しました。

以上で、四国地区町村議会議長会研修会への議員派遣報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

次に、11月に、令和5年度常任委員会合同視察調査研修に議員を派遣したので、総務産業建設常任委員会委員長から報告を受けます。

○総務産業建設常任委員会委員長（芝 照雄君）

令和5年度常任委員会合同視察調査研修への議員派遣についての報告をいたします。

令和5年11月15日から16日の2日間、大分県九重町、福岡県香春町におきま

して行政視察を行いました。

今回の研修では、議会だより、住民との対話機会、町議会議員のなり手不足問題、町議会議員の定数及び報酬について視察調査を行いました。

議会だよりについては、2町とも年4回の発行で、写真やイラストが多く、文字も少ないので大変見やすい議会だよりだと感じました。当議会の議会広報常任委員会において、2町の議会だよりを参考にして、今以上に内容を進化させたものへ検討していただきたいと考えております。

次に、住民との対話について、九重町では、お出かけ議会として、議員が2班に分かれ、各地区を回り、報告と意見交換会を行っているとのことでした。香春町では、一つの会場で報告会、意見交換会を行っており、今年からは議員と語ろう会として、テーマと参加者を絞り、意見交換会をすることを始めたそうです。

当議会も今年初めて各地区を回り、議会報告会を開催いたしました。参加者は少なかつたものの、積極的な意見が出て、町民の皆さんと意見交換ができたのではないかと思います。今後も継続して町民との対話を実施していきたいと考えておりますので、2町の取組は、大変参考になりました。

次に、議員定数及び報酬について、香春町では、令和4年3月に特別委員会を設置し、調査研究を重ね、令和5年3月に報告書を提出しました。

当議会も、昨年12月に、議会改革特別委員会を設置し、調査研究を重ねてきました。香春町の取組と、当時の状況や考え方についてお聞きし、当委員会での検討に大変参考になるものでした。

最後に、九重町と香春町の両議会とも、特に町民との広報広聴活動を積極的に取り組んでおり、大変参考となる有意義な研修となりました。

以上で、常任委員会合同視察調査研修への議員派遣報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めているものを報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じて、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、9月議会定例会以降の行動状況を提示しております。

9月25、26日、農村文明創生日本塾フォーラム2023 in 遠軽町に参加いたしました。

この塾は、農山村に根差した個性豊かで多様な文化や暮らしの持続と発展を目指すことを目的とし、富山県南砺市や北海道ニセコ町など、特色あるまちづくりを展開している14自治体が加盟しております。

この塾の初代塾長は、日吉村名誉村民で元早稲田大学総長でいらっしゃいます奥島先生であります。前町長の甲岡氏も複数回参加されております。

この塾の行事への参加は、私自身は2回目でありました。研修先は、北海道遠軽町、人口約2万人、面積は鬼北町の3倍。1,330平方キロメートル、北海道足寄町に次いで全国第2位の広さであります。オホーツク海に面した紋別市から内陸部に入った中山間地で、面積の85%が森林という中山間地でありました。

視察先の1つは、新築5年目の遠軽町芸術交流メトロプラザでありました。総工費70億円、JR遠軽駅に隣接する形で立地しており、コンサートホール、多目的室、喫茶室などが整備され、地元遠軽高校の北海道3本の指に入るブラスバンド部の活動拠点の1つとしても活用されているとのことでありました。

続きまして、11月の陳情要望活動。11月8日、安全安心の道づくりを求める全国大会。

11月16日、全国治水砂防促進大会。11月20日、四国西南地域道路整備促進協議会中央要望。11月22日、治山林道の集い、及び中央要望など上京いたしました。

ポイントは、防災・減災、国土強靱化5か年計画の3年が経過しようとしている中、大規模災害に耐え得る強靱な国土形成には、なお一層の時間と予算が必要であるとの見解で一致し、今後2か年及びそれ以降についても、しっかりとした継続した予算獲得を目指すこととして、国土交通省、農林水産省、関係国会議員への要望書に盛り込まれました。

11月30日、12月1日、鬼北地域農業振興協議会役員幹事合同視察研修に参加しました。本協議会は、愛媛県南予地方局農業関係幹部、そしてJAえひめ南農協、えひめ南組合長ほか幹部、松野・鬼北両町長ほか、農政スタッフにより構成されております。

今年、岡山県の株式会社源吉兆庵の藤田工場及び本社農場、さらに宗家源吉兆庵、河藤社長との面談が主な視察先、視察目的でありました。

本事業は、源吉兆庵宇和島工場における取扱いとして、鬼北町の栗と松野町の桃を出荷しておりますが、資材、飼料、物価高騰の中、買取価格を見直すことも含め、きめ細かな協議体制を維持継続していくことで前向きな意見を交わしたところでありませ

す。さて、議員の皆さんは、一昨日の愛媛新聞記事、中学校人権作文コンテストをご覧になったでしょうか。広見中学校3年生徒が、愛媛新聞社賞を受賞しました。「LGBTQが体験していること」と題して、自分自身がトランスジェンダーFTMであることを紹介し、自分自身の生き立ち、悩んだ日々、昨年開催した子どもたちの人権コンサート、KABA.ちゃんとやのひろみさんによるトークセッションを聞いたのをきっかけに、自分自身の境遇を察知し、母親に相談し、その母親が的確なアドバイスをされ、生徒自身の心が和み、将来の目標を語っていました。

記事の最後に、私から僕に一人称を変えて、自分自身の言葉で述べていました。

僕は成人したら、タイに行って、性別適合手術を受けようと思っています。僕と同じ境遇の人や困っている人をたくさん助けたり、救ったりしたいと思います。大人になったら、この世の中をいろんな人が楽しく暮らすことのできる世界に変えていきたいと思っています。このような文章で締めくくられていました。

コメンテーターのやのひろみさんも感動し、すぐに昨日、KABA.ちゃんに記事を送ったと昨日連絡をいただきました。

広見中学校の制服の変更によるスカート、ズボン使用に対する対応、そして人権集会の開催価値を尊きすばらしい生徒の作文から振り返ることができました。そして根気よく、ソフト事業を継続していくことの大切さも感じたところでもあります。

その他事業、会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、兵頭稔議員、福原良夫議員、赤松俊二議員、中山定則議員、芝照雄議員、以上の6名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、11番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員は、質問席へ移動してください。

○11番（末廣 啓君）

議席番号11番、末廣啓です。

先の通告書のとおり、一問一答方式で1件、質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

質問1、森林環境譲与税についてお伺いします。

森林環境譲与税は、間伐等の森林の整備に関する施策や、人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等を目的に、令和元年度に、国から、林野庁から譲与されているものと認識をしています。

そこで、下記のことについて問います。

(1) 鬼北町は、令和5年度にどれほどの譲与を受けているのか。

(2) その譲与されたお金は、どのような施策に充てられているか。

(3) 林業における人材育成や担い手確保について、どのような取組をされているか。

(4) 西予市や久万高原町では、Jクレジット制度を利用して森林整備に取り組んでいると新聞報道されていましたが、Jクレジット制度とは、どういう制度か説明願いたい。また、Jクレジット制度を活用しての鬼北町の現在の取組状況と今後の考え方について問います。

(5) 間伐等で木材を搬出する際、鬼北町では現在補助金制度はあるのか。

(6) 出材しても利益が出ない等の声を林業従事者等から多く耳にするが、補助金制度を拡大する考えはないか。

以上6点、お伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の森林環境譲与税についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町は、令和5年度にどれほどの譲与を受けているかとの御質問

であります。森林環境譲与税の市町村への配分は、人口・森林人工林面積・林業就業者数により算定され、令和5年度の鬼北町への配分は、6,294万7,000円を見込んでおります。

次に、2点目のその譲与されたお金はどのような施策に充てられているかとの御質問ですが、森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する施策に充てることとされています。

鬼北町においては、令和5年度は、9つの施策に充てる予定といたしております。

1つ目として、森林所有者への意向調査や集積計画等の新たな森林管理制度における事務及び林業の新たな担い手を育成するための南予森林アカデミーの開講等を行う南予森林管理推進センター負担金として、1,069万7,000円。

2つ目として、地域林政アドバイザー制度を活用し、森林・林業に関して知識や経験を有する方の雇用に、64万9,000円。

3つ目として、木造公共施設の整備として、北宇和高校教育寮整備事業に580万円。

4つ目として、木材需要拡大のための地域産材を活用した町産材木造住宅建築促進事業費補助金として1,050万円。

5つ目として、林業の担い手を確保するための林業新規就業者支援事業補助金として418万円。

6つ目として、作業道の排水施設の整備や、町所有の重機を使用した作業道の開設のための作業道排水等施設補助金、そして、林内路網整備補助金として240万円。

7つ目として、林業事業者と自伐型林業者に対して、林業の労働安全装備器具の購入、林業機械のレンタル支援、作業道の開設補修、林業機械設備の導入支援、資格取得を支援するための森林環境整備事業費補助金として2,200万円。

8つ目として、町内の小・中学校の児童生徒を対象に森林林業について学んでもらう森林環境教育委託料として50万円。

9つ目として、森林の経営管理権集積計画により、鬼北町が森林施業を実施する森林経営管理事業委託料として876万7,000円を計上して、森林環境譲与税を活用した施策を実施しております。

次に、3点目の林業における人材育成や担い手確保について、どのような取組をされているかとの御質問ですが、林業の担い手を確保するため、令和2年度から林業新規就業者支援事業を実施しており、町外からの移住者による林業への就業や、住宅等

に対する支援、町内在住者の林業への就業に対する支援を行っており、これまでに5つの事業所において、16名の支援を行っております。また、南予森林管理推進センターにおいて、林業の新たな担い手を育成するための南予森林アカデミーを開講しており、令和5年度は、5名の受講生が林業の即戦力となるため、そして知識や技術を習得するための座学・現場実習等を行っております。

次に、4点目の西予市や久万高原町では、Jクレジット制度を利用して森林整備に取り組んでいると新聞報道されていたが、Jクレジット制度とはどのような制度か。鬼北町の現在の取組状況と今後の考え方について問うとの御質問ですが、Jクレジット制度は、企業や自治体等が実施する省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等の活動により達成されたCO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を、制度管理者である国が認証し、認証分のクレジットを発行する制度です。発行されたクレジットを市場で販売することにより、省エネ・低炭素投資等をさらに促進することが可能となるなど、クレジットの活用を通じて、国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す仕組みとなっております。

鬼北町におきましては、森林・木材由来のJクレジット制度の活用を検討しておりますが、この制度は、森林経営計画に基づいた間伐・植林等の適切な森林管理を行うことによるCO₂の吸収量について、クレジット認証を受けるものであります。森林法に基づく森林経営計画の認定を受けていることが条件となるため、この森林経営計画を作成している南予森林組合及び日吉農林公社に対して、Jクレジット制度の活用についての説明を開始したところであります。Jクレジットの認証を受けるための要件が整った段階で、申請を行っていただけるよう準備を進めております。

次に、5点目の間伐等で木材を搬出する際、鬼北町では現在補助金制度はあるのかとの御質問であります。現在、鬼北町搬出間伐促進事業費補助金と鬼北町造林事業費補助金により、間伐による木材搬出についての補助を行っております。

鬼北町搬出間伐促進事業につきましては、森林経営計画に基づく愛媛県の公共造林事業における搬出間伐に対する補助で、補助率は1m³当たり1,000円以内となっております。また、鬼北町造林事業については、愛媛県造林事業の森林環境保全直接支援事業において実施される搬出間伐に対する補助で、補助率は、愛媛県造林事業補助金の交付対象経費の10%以内となっております。

次に、6点目の出材しても利益が出ない等の声を林業従事者等から多く耳にするが、補助金制度を拡大する考えはないかとの御質問ですが、現在の補助金制度は、鬼北町搬出間伐促進事業費補助金及び鬼北町造林事業費補助金の2件になってはいますが、い

ずれも愛媛県の造林事業により実施されるもののみが対象となっております。今後の搬出間伐の促進及び林業経営の安定のためにも、現在の補助金制度の対象とならない搬出間伐等についても補助金制度を拡充し、森林の持つ多面的機能を発揮させ、森林資源の循環を図るための森林整備を推進していきたいと考えております。

以上で、末廣啓議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問１、（１）について再質問はありますか。

○１１番（末廣 啓君）

今ほど森林環境譲与税がどういう基準で算定されているかという説明をいただいたところですが、今年度に６，２００万下りているということなんですけども、元年度から４年度までの金額が分かれば教えていただきたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

東森林対策室長が答弁いたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの御質問で、令和元年度から４年度までの森林環境譲与税の配分額についての御質問ですけれども、元年度から令和４年度まで合計しまして、１億８，２８０万５，０００円の森林環境譲与税の配分を受けております。

以上です。

○１１番（末廣 啓君）

年度別に教えていただきたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

東室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの年度別の金額であります。まず令和元年度、こちらが２，２９１万１，０００円。令和２年度、４，８６８万８，０００円。令和３年度、４，８８４万８，０００円。令和４年度、６，２３５万８，０００円でございます。

○１１番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

続いて、質問１の（２）について再質問ありますか。

○１１番（末廣 啓君）

今ほど町長から9つの施策を行っているというようなことでした。ちょっと金額、私はよう積算せなんだんですが、これ、6,200万、全て9つの事業に使われているか否かを問います。

○町長（兵頭誠亀君）

東室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、令和5年度の譲与税配分額の全てを充てて事業の実施、また基金について積み立てております分につきましても、取り崩しを行って事業を実施する計画としております。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

今ほど基金ということで、この森林環境譲与税を基金に回している部分もございませうか。

○町長（兵頭誠亀君）

昨年までの分で使い切れなかった分について基金に造成してはいますが、その金額については、東室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの基金についての御質問でございますが、令和4年度までの基金の積立額が3,103万2,991円の積立となっております。今年度取り崩し予定が1,416万7,000円を取り崩しを行いまして、事業を実施する計画としております。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

昨年まで3,100万円余りの基金があるということなんですが、今年度はないんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど室長が申しましたように、今年度の事業として、全て今年度交付の分は使い切る、それから昨年度までに残した基金の分を取り崩し、今年度末には2,000万程度まで落ちてくる、それについては来年度以降もしっかりと使っていくという予定でございます。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

林業の盛んな久万高原町等においては、毎年全額林業者の装備品とか、備品とかに全額使われておるといふようなことを報道されておりました。

今ほど町長答弁あったように、鬼北町でも全額、今後は使っていくと。基金についても使っていくということなんで、ぜひ林業従事者とか、林業の方々に待遇改善も含めて、いい方向に使っていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

（2）については、以上でよろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（3）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

9月の議会でも地域おこし協力隊について、林業に特化した募集はされないのかということをお聞きしたところですが、今ほど町長の答弁で、アカデミーに5名の今研修をしておるということでした。それと16名の移住者等の支援もしているというような話をお聞きしましたが、アカデミーは、これ何年、研修されるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

1つ申し上げておかなければならない。アカデミーといいますか。南予森林管理推進センターの運営は、宇和島市と松野町と鬼北でありますので、5名が全て鬼北町の出身のということではございませんので、御了解いただきたいと思います。

今の御質問につきましては、東室長のほうから答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの森林アカデミーについての御質問ですが、期間につきましては、長期が1年間で、短期が3か月程度の期間となっております。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

アカデミーでのこの短期の3か月、長期で1年、十分な研修、3か月で研修ができるんですかね。ちょっと心配なんですけども。

それと、前回聞いたかもしれんですが、森林に特化した地域おこし協力隊の募集を今どういうふうな形でされているかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

東室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの御質問、まず、森林アカデミーに関しての御質問であります。

まず、短期の研修につきましては、林業の就業といたしましても、自伐型、御自身で林業を始められる方についての研修となっております。長期につきましては、林業事業体等で就業されて、即戦力として林業の担い手になっていただく方の研修という形で行っております。

そして、次に、地域おこし協力隊についてですけれども、現在募集をしております、募集につきましては、県と合同での東京あるいは大阪等での募集のほうに参加して行っているという状況です。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

それでは、次に、質問1の（4）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ございません。

○議長（程内 覺君）

ありませんか。

それでは、質問1の（5）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

町長答弁で2つの補助金制度があるというようなことでしたけども、これ実際、この補助金制度で十分なのかどうかお聞きしたいと思います。金額的にこの金額で十分なのかお聞きをします。

○町長（兵頭誠亀君）

東室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの金額についてですけれども、林業の経営の安定のためには、さらに拡充というのは必要になってくるかというふうには考えております。ただ、今回の御質問にありましたように、現在の補助事業につきましては、県の補助対象になっているものみの対象ということになりますので、今後拡充していくことにつきましては、県

の補助対象にならない事業について、まず拡充をして、その後、こういった既存の補助事業についての拡充等についても精査していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

今言われたのは、町独自の補助金制度もつくっていくと、拡充していくということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

東室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただいまの御質問ですけれども、御質問のありましたとおり、町独自、県の補助対象にならないものについての拡充をまずしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

それでは、質問1の（6）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ちょっと（6）の質問にはならないかもしれませんが、要望も含めてですけれども、町長、常々森林環境の整備とか保全とかをよく言われます。6,200万円余りの譲与税が下りてきておるわけですから、山主さんや林業従事者の皆さんが有利になるような施策を展開していただきたいと思っております。

今後、花粉症対策として、ヒノキとか、杉とかの花粉があんまり飛ばないような杉やヒノキを今後植え替えるというような国の方針が出ておりますが、そうなりますと、伐採や植林等にかなりの人材というか、人手が要ると思うんですけども、そういうふうになったときに慌てることなく、今から対策を考えておくべきじゃなかろうかなと考えております。

そういうふうなことも含めて、補助金制度を拡充して、森林の伐採植林がうまくサイクルするように、リサイクルするように思っておりますが、町長、最後にこのことについてどういうふうにお考えか、最後にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（兵頭誠亀君）

山主さん、事業主と。今回議員さんは、林業従事者等から多く耳にするというふうな話でしたけども、林業従事者というのは、今鬼北町には、自伐型の方はほとんどいらっしゃいませんので、いらっしゃいますけども、森林組合とか、日吉農林公社の方が補助金制度を拡大するというようなことをおっしゃることがですね。ちょっと違うんじゃないかなと私は思っています。

多分、議員さんが言われるのは、山の山主さんがおっしゃることで、山を切ってもうけがないやないかという、一番根底にある部分のことを御質問されたというふうに私は承知いたしております。

思うのですね。この3年前のウッドショックということで、木の値段が上がったと。今、木の値段が下がったからそういう御不満が出ると思うんですけども、そもそも林業として山の木を切るというのは、誰が植えたのかということを考えると、親または祖父の時代に植えたものをですね。今の持ち主の方が伐採するというのを考えていらっしゃる。それは当然のことなんですけども、それは人がつくった財産といえますか、人からもらった財産を自分が切るということですね。その次に植えてもらえなかったら、それは単なる林業経営ではなしに、私は財産の取得だけであろうと思っております。

町で欲しいのは、林業経営としてしっかりと山が大好きだと、林業が好きなんじゃないかなという人育てるといって、あとは、しっかりと継続的な伐採をした後の植樹とか、ああいうものをしていくことのような仕組みをつくっていくことが必要なんじゃないかなと。

今、実際にシカ・イノシシの被害がありますから、植栽もなかなかしてもらえない。また、国県の方としては、植栽をするよりも自然に、自然淘汰といえますか、自然に植えてくるような山というのにも必要なんじゃないかなということも叫ばれておりますので、全てが必要と思いませんけども、やっぱり今、うちが必要なのは、木材の価格というよりは、鬼北町の財産である山の木というものをもっと価値を上げていければいいんじゃないかな。需要を上げればいいんじゃないかなと私は思っておりまして、そのために前から申し上げております、バイオマスもありましょうし、それから杉の木とかいうものの性質をしっかりと分析し、新たな製品として生まれ変わることはできないだろうかというふうなことも研究していくことも大切なんだろうな。

そうなったときに、それぞれの従事者のほうの収入が上がっていく。木の材質が上がっていけば、その交流としての賃金も上がっていくだろうなと私は考えております。

ですから、今、極端に木の材質とかですね、収入だけを上げていくというのは、それは林業経営というのは、財産を取得すると、その後のことを考えていただきたいということを町のほうは啓発していかなければならないな。そのためには。それはですね。やはり子どもや孫のために必要な鬼北町の今の生きている我々の世代の義務であろうと私は思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は、質問席へ移動してください。

○2番（兵頭 稔君）

議席ナンバー2番、先に通告のとおり、一問一答方式に質問1を行います。

質問1、水道事業について。

水道事業において、過去に数回。ごめんなさい。失礼します。ちょっと質問の中の内容が間違っていますので、そこだけ訂正をお願いします。

（1）の上から4行目の事業残高が13億円となっていますが、ここを30億円に訂正してください。

じゃ、続けます。

水道事業において、過去に数回、一般質問を行ってきましたが、公営企業法に従ってとか、議会の議決により処理を行っているという回答をいただいておりますが、下記について伺います。

（1）平成15年度の資本金約5,000万円、企業債残高47億円、支払い利息約1億1,000万円だったのが、令和4年度の決算書では、資本金14億円、企業債残高16億9,000万円、支払い利息約3,300万円となっています。令和4年度までに、資本金が約13億5,000万円の増となっております。企業債の残高が約30億円の減となっておりますが、毎年2億円の返済を行い、40億円近くの額を返済しているのに、今年度の決算書企業債の残高が17億円近くある理由を伺います。

（2）9月の定例会で資本金について質問したところ、施設の長期安定性を確保し、

住民への継続的サービス提供を図る目的をもって組み入れられたものと回答されましたが、企業債を増やして、資本金を増やすのが、住民への継続的サービスと言えるのかを伺います。

(3) 令和4年度の予算では、企業債3億2,000万円だったのが、決算書では約50%の1億6,000万円となっていますが、当年度未処理分利益剰余金2億7,500万円あるのに、なぜ企業債を借りるのかを伺います。

(4) 平成15年度に水道料金の改正を行い、約40億円の返済と13億円の利息を支払っています。合わせると53億円となります。それなのに資本金は14億円、企業債残高は17億円となっています。地方公営企業法第32条第2項に基づき剰余金の処分等に関する条例を作成して、町民の負担を軽減するようになっていますが、条例の解釈が町民の利益になっていないように思われますが、その理由を伺います。

お願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

今ほど、議員から、公営企業法に従ってとか、議会の議決により処理を行っているとの回答との御発言がありましたが、今回の答弁につきましても、公営企業法等関係法令に基づき、また、過去の決算書の数値につきましても、議会の承認をいただいていることを踏まえての答弁となりますので御了承願います。

1点目の令和4年度までに資本金が約13億5,000万円の増となり、企業債の残高が約30億円の減となっているが、毎年約2億円の返済を行い、40億円近くの額を返済しているのに、今年度決算書企業債の残高が17億円近くある理由を伺うとの御質問ですが、企業債につきましては、借入時において、償還期間、年度ごとの償還額を公債台帳に記載して管理しており、それに基づいて償還をしております。未償還残高につきましては、決算書の鬼北町水道事業企業債明細書のとおりとなっておりますが、兵頭議員の御質問にあります、平成15年度の企業債残高約44億7,000万円から、令和4年度までに返済した額、約40億円を差し引いて、平成16年度以降に借り入れた額約10億1,000万円及び旧下鍵山簡易水道未償還額2億1,000万円を加えた額が、令和4年度の企業債残高約16億9,000万円であります。

次に、2点目の9月の定例会で資本金について質問したところ、施設の長期安定性を確保し住民への継続サービス提供を図る目的をもって組み入れられたものと回答さ

れたが、企業債を増やして資本金を増やすのが、住民への継続的サービスと言えるのかを伺うとの御質問ですが、企業債につきましては、老朽化した水道施設整備に係る事業費への財源として借り受けております。また、資本金につきましては、水道施設整備事業に係る事業費の補填財源として使用された処分済利益剰余金を組み入れて計上いたしております。企業債、資本金ともに水道利用者様への継続的サービスの提供となっていると考えております。

次に、3点目の令和4年度の予算では、企業債3億2,000万円だったのが、決算書では約50%の1億6,000万円となっているが、当年度未処分利益剰余金2億7,500万円あるのに、なぜ企業債を借りるのか伺うとの御質問ですが、令和4年度の企業債につきましては、鬼北町上水道施設電気計装設備更新工事と西野々地区配水管更新工事の財源として借り入れました。決算額につきましては、電気計装設備更新工事1億2,660万円、配水管更新工事が3,960万円の計1億6,620万円となっておりますが、電気計装設備更新工事につきましては、工事繰越に伴う財源繰越として、1億6,720万円の企業債を繰り越ししております。

また、未処分利益剰余金につきましては、鬼北町水道事業剰余金処分計算書のとおり、1億5,736万2,968円を処分しておりますので、処分後の残高は、1億1,847万5,197円となっております。また、企業債につきましては、水道施設整備に係る財源といたしまして、今後につきましても、借り入れる予定といたしております。

次に、4点目の地方公営企業法第32条第2項に基づき、剰余金の処分等に関する条例を作成して、町民の負担を軽減するようになっているが、条例の解釈が町民の利益にはなっていないように思うが、その理由を伺うとの御質問ですが、先ほど答弁いたしましたように、企業債につきましては、償還期間、年度ごとの償還額を公債台帳に記載して管理しており、それに基づいて償還をしております。また、剰余金につきましては、議会の議決により処分された減債積立金、建設改良積立金を取り崩して、資本的収支の補填財源として使用しており、適正な処理ができているものと考えております。

以上で、兵頭稔議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

（1）の質問なんですが、企業法に則りとか、議会の議決によりとかいう回答をい

ただいたんですが、平成16年鬼北町になってから、ずっとこの利益剰余金の取扱いについて見てみますと、平成25年度までは、議会にかけなくても自己資本金に勝手に組み入れることができるというふうに法律がなっていて、平成24年度に地方公営企業法第32条第2項に基づいて、資本金、自己資本金の導入ということで議会にかけて、それを資本金に組み入れるという方法になっています。その後、そのときなんですけど、平成28年とか、26年から28年間に、また、お金を借りとるんですけど、企業債を借りています。そのときに、どれだけ利益剰余金があったかというのと、何億もそのときにあったんですよ。それをそのまま利用しないで、要するに、企業債を借りとるということで、実際今17億残っているというのは、その辺の取扱いをきちっとしていれば、今のところ、10億ぐらいの企業債の残高じゃないかなと思うんですが、その辺ちょっと詳しく説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの水道事業についての質問1、（1）なんですが、質問の内容につきまして、（4）の剰余金の処分についての質問も含まれているような御質問でございましたが、まとめて回答をさせていただけたらと思います。

まず、一つ目の剰余金で、今平成24年に剰余金の処分に関する条例ができる前と、できた後の処分についての御質問があったと思いますが、今ほど議員おっしゃられたように、平成24年に鬼北町の剰余金の処分に関する条例を改正いたしました。それにつきましては、地方公営企業法の改正に基づくものでございましたが、これによりまして、当時の提案理由といたしましては、この剰余金の条例を制定することによりまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律が定められることによって、一部改正されたものであります。

したがって、より処分に関する判断というのが、自治体のほうに任せ、自主性が重んじられるということになっております。

言われました平成二十七、八年度に利益剰余金、確かに高額な額がありました。と申します理由は、地方公営企業法が改定されまして、未処分利益剰余金を、本来ですと早めにですね。積立金のほうに組み入れるべきでございましたが、必ずしも組み入れるのが、絶対組み入れるというものではございませんでした。

説明があれば、その利益剰余金の内容が既に補填財源として処分されたものをそのまま剰余金のほうに残しているというものが積み上がったもので、利益剰余金のほう

が膨らんでおりますが、これは監査等、また議会等での利益剰余金が多いですよというふうな御意見もございまして、そもそも補填財源として使用しました使用済みの金額でございますので、ここは説明はつくんですけども、資本金のほうに回して、会計上の流れを明確にしたほうが良いということで、当時、それまでの処分しました額を資本金のほうに振り替えました。それで、利益剰余金のほうが下がって、資本金のほうの額が増額いたしました。それが理由の一つとなっております。

もう一つの理由といたしましては、その企業債の残高等のお話でございますが、これにつきましては、町長の答弁にもありましたように、公債台帳に基づいて毎年借った額、そして支払った元金、利息等を管理して、最終的には決算書の企業債の残高の明細書のほうに記入しておりますので、残高が高いとか、残っていると、払い過ぎとかというのではなしに、普通に借り受けました額を表示いたしまして、払うべきものを払った額が、こういう結果となっておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

結果は分かったんですが、先ほど鬼北町の水道事業の利益剰余金処分に関する条例というのがあるんですけど、平成24年3月26日につくられております。

この目的は、第1条で、この条例は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、毎年水道事業において生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分並びに欠損の処理について必要な事項を定めることにより、水道事業の財政的基盤を確立し、もって水道事業の健全な運営に寄与することを目的とすると書いてあります。

これにおいて、ここに2条から3条とかいろいろ上手に剰余金の取扱いがあるんですけど、平成二十五、六年度には、これをきちっとしていれば、多分借りなくてもよかったですんじゃないかなと思うんです。

それと、企業債を借りると、利息は3%程度平均的に今払っています。それを借りないで資本金にしなかったら、資本金は増えてないんですけど、実際に今支払っている2億3,000万の支払いが、今のところ、返済だけの2億円ぐらいで済んでいるんじゃないかなと思いますけど、今後その辺のことを考えてどうするかをお答えください。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの平成25年、26年の部分のことをおっしゃいましたけども、議員が御指摘の部分で、利益剰余金の処分について、条例の部分でおっしゃいましたけども、その取扱いが全く間違っていないということを先ほどうちのほうの課長は述べた、申し上げます。

それであれば借りることは必要なかったというふうなことをおっしゃいましたけども、基本的に鬼北町の水道事業の規模で、5,000万、1億の規模の工事を起債を借りずにすることは、到底不可能だと私は思っております。

議員さんが、それを借りずにかんまんという根拠が私は分からないんですけども、それをやった場合には、水道料金を全部その年の水道料金の部分を全部入れ込んで、じゃ、その人件費はどう対応するのか。お金を借りるといのはですね。人件費のほうでは普通基本的に借りられませんので、ハード事業として世代を超えて今生きていらっしゃる方、また次の子どもの世代にみんなで借金を返していきましょうという考えの起債をするということありますので、その考え方に逸脱するのではないかなと私は思っております。

今年度の水道事業会計の決算の決算審査の報告においても、資本的収支に資本的支出額に不足する額について減債基金や、それから積立金を含めて、その年の歳計、繰越利益剰余金、これも合わせて、その資本的収支の不足する額に補填をしており、その取扱いは適当と認められるというふうに報告書を頂いております。

このことに関して、議員さんがこの考え方をおかしいと言われるのであればですね、また情報公開等で、議長さんを通じてしっかりとそこら辺りを議論していただくのが筋なんではないかなと私は思っております。

まず、もう一つですね。いつも言われる現金があるんじゃないかなというお話なんですけども、流動費、今回監査委員から御指摘いただいたのは、流動比率が低いと、これは御案内のとおり、1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債等を比較するものであって、流動性を確保するためには、流動資産が流動負債の2倍以上あることが望まれる。理想比率は200%以上であるということで、令和2年度が107.4、令和3年度が104.3、令和4年度が147.4。令和3年度から令和4年度には43.0ポイント上昇し、それについては評価するけども、いまだまだ現金化というか、現金が少ないという御指摘をいただいとるんですよ。これについて議員さんがいつも言われる、現金があるやないかというふうにおっしゃる部分については、実際の水道事業会計の仕組み、公営企業法から言うと、その分はいかなものかと私は思っておりまして、今の部分を答弁とさせていただきます。よろしくお願

します。

○2番（兵頭 稔君）

私が計算したところによると、鬼北町になってからの純利益ですね。ただ、完全な水道料金での企業債の残高を払った純利益なんですけど、合計が12億3,000万円あるんです。そのお金を毎年自己資本に8,000万ずつ入れて、要するに、資本金を作とるんです。その資本金は、何のためにあるかと言うたら、先ほど回答されましたように、住民のこれからのサービスを提供するために必要やとかいうことなんですけど、その現金をそのまま使ってれば、こういう負債は起こってないんじゃないかなと思うんです。

以上です。

現金を貯金をしてれば、流動負債は200%も300%にもなると思います。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼北町が始まって基金をですね、水道料金が余って貯金をしたことはございません。あくまでも残った剰余金というのは、資本的収支、工事をして、その分の水道料金を残った。少しずつその分に返済に充てとるわけなんですけども、その分に全部充てておきまして、実際に現金というのは、貯金というのはないというふうに判断しております。

○2番（兵頭 稔君）

純利益の扱いというのは、どう解釈したらよろしいんでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長が答弁いたします。

○副町長（井上建司君）

兵頭議員との御質問については、これまでもずっと一般質問の中で水道事業について御質問をいただいておりますけれども、一つ誤解があるのは、私は企業債は何のために借りるのかということなんですけども、今日、決算書をお持ちだと思うんですけど、令和4年度につきましても、建設改良費、これは当然、老朽管、老朽化が進んできて施設の更新をするお金なんですけども、それが言ったら、4億円ぐらいの予算的には組んでいます。それで、それをどうして賄うかということ、国の支出金が4,700万、そして残りをそしたら、その企業債を借りなかったら、それを利益剰余金で賄えるかということ、企業債を3億2,100万しています。実際に現金があるのは、現在のところ2億円、それは御存じだと思うんですけども、それを企業債を借りずにやれという理屈、それと企業債の考え方自体が施設を更新するのに、当年度の利益を受けている人だけじゃなくて、将来的に利益を受ける人、その人たちが払っていく、その仕組

みというのが全然理解されていないのかなというふうに思います。

資本金につきましても、何でもか増えていくかというと、結局は設備投資をすると、お金が足りないんで、建設改良積立金とか、減債積立金とか、この決算書のこの下の欄にありますけど、それを言うたら、現金を使う、積立金を使うということは、現金を使ったということですから、それを資本金として組み入れると、そういった仕組みになっておりまして、何ですかね。貸借対照表上で、資産が増えれば資本が増える、負債も増える、そういったことでバランスが取れるということなんです。その資本金が増えたからといってそれが現金でもない。十何億あってもそれは使えるものでもない。

だから、当年度当年度で賄えるんやったらそれはいいですけども、理想的にはなかなかそれは、もうできる水道企業体はおらんのやと思うんですよね。そこら辺を御理解いただかないと、なかなか前向いていかんのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、毎年毎年資本金は増えるということですよ。将来的には100億、200億になるという解釈の仕方よろしいんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長が答弁いたします。

○副町長（井上建司君）

今ほど御質問ですけども、言うたら資産というのは、毎年新しい設備ができると古いのは償却していく部分と、それぞれ除却していく部分とあるので、それについては資産として落ちる、資本として落ちるといふことになるかと私は考えております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今まで資本が落ちたというのは、この20年間見てないということ、それが無いんですけど、それは出しとるんですか、どうしてですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長が答弁いたします。

○副町長（井上建司君）

今の御質問ですけども、当然に資産というのは、起債を借りながら、補助金も得な

から投資をして資産をつくっていく。その一方で、除却する部分のほうが、逆に言う
と少ないと、金額的には当然。それは何でかという、減価償却をしていって、20
年、30年、その耐用年数で減価償却しますけども、その中で言うたら、その資産
としての価値は落ちるわけですね、逆に言う。その部分が落ちてくるわけですから、
当然、もうその年度に資産として上がった部分は、当然増えてくるという考え方
です。分かりますか。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

もういいです。はい。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員の質問の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

（2）についても今のでいいです。

○議長（程内 覺君）

いいですか。はい。

そうしたら（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

（3）の分なんですけど、この工事では、広見地区、西野々地区、三島地区、予定で
は、広見地区の6月22日に2億8,800万の電気工事、それから7月21日に排
水管の工事で1,000万、それから西野々地区の工事で9月20日は3,355万円
を4年度にしています。

その中で、使っているのに、この時点でお金を払わないかないんじゃないかなと思
うんですけど、いつ払うのかという。これを全部年度末の3月27日に払っています。
三島については、工事の見積もりが出てないような気がするんですが、それを伺いま
す。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

今ほどの御質問でございますが、令和4年度の工事関係の金額だと思われま
すが、令和4年度水道事業会計決算書に書いてありますとおり、28ページになりま
すが、建設改良工事に近永駅前工事、そして上水道施設電気計装設備工事、西野々の配

水管布設替え工事、これにつきまして3億8,914万円の工事を契約しております。

先ほどの答弁にもございましたが、このうち、上水道電気計装設備更新工事につきましては、半導体等の不足によります電気計装設備の器具機械の工場生産が間に合わないということで、繰越しをしております。この3億3,400万の支出はございません。あくまでもこれは契約した額をここに記載しております。

なお、その他の工事につきましては、年度内に支払いを済ましております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

質問の（4）については、先ほど上田課長より、1と4をまとめて回答するという
ことで回答がありましたが、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

いや、要らないです。

○議長（程内 覺君）

いいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、以上で兵頭議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、福原良夫議員の一般質問を一問一答方式で行います。

福原議員は質問席へ移動してください。

○9番（福原良夫君）

議席番号9番、福原良夫です。

3問、質問を行います。

第1問、小・中学校の給食の無償化についてをお尋ねします。

今、小中学校の給食費の無償化が全国的に進んでいるが、鬼北町としては無償化する考えはないか。全児童が無理であれば中学校から始めてはと考えるが、町長の考えを問います。

(1) 小・中学校給食費を無償化にすれば、どれほどの予算が必要なのか。

(2) 中学校だけならどれほどの予算なのか。

(3) 愛媛県内で無償化にしている市町は幾つあるのかをお伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第1番目の小・中学校の給食費の無償化についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の小・中学校給食費を無償化にすれば、どれほどの予算が必要なのかとの御質問であります。今年度の給食実施計画策定時の児童生徒数は、小学生340人、中学生168人、合計508人です。年間給食数は9万6,474食で、令和5年度の給食費の保護者負担金総額は、2,408万8,000円の見込みであります。給食費を無償とする場合、同額の支援が必要となります。

次に、2点目の中学校だけならどれほどの予算なのかとの御質問であります。中学校の生徒数は168人、年間給食数は3万1,168食で、令和5年度の中学校給食費の保護者負担金総額は、841万5,000円の見込みであり、中学生の給食費を無償とする場合には、同額の支援が必要となります。

次に、3点目の愛媛県内で無償化にしている市町は幾つあるのかとの御質問であります。県内では、四国中央市、砥部町、愛南町の3市町が、期間を定めて無償化を実施しております。四国中央市と砥部町につきましては、俗に言う、コロナ交付金を充当して、四国中央市については令和5年度の1年間、砥部町については令和4年度3学期と令和5年度2学期、3学期を無償にしております。また、愛南町については、独自の財源で、令和5年度10月から令和8年度末までを無償化するとのことであり、

当町の学校給食費につきましては、平成26年度に、消費税率が8%に上げられたことを起因として、小学生が225円、中学生が250円であったものを、小学生2

40円、中学生270円と改定して以降、食材価格が上昇する中、献立の工夫や低廉な食材の購入等、様々な努力と工夫をしながら、特別栽培米購入事業補助金50万円、食育推進事業補助金100万円を学校給食の運営に補助することにより、給食費を据え置き、低価格な学校給食の提供を続けてまいりました。

しかしながら、ウクライナ情勢や世界的なエネルギー関係費の高騰、円安等を起因として様々なものの値段の高騰が続き、現状の給食費負担金を上げざるを得ない状況が出てまいりましたので、令和5年度、新たに給食費負担軽減事業補助金240万円を創設して、合計で390万円を補助することといたしました。これにより、保護者の方から徴収する給食費を値上げすることなく、現状の小学生240円、中学生270円の給食費で、学校給食の運営を続けております。

給食につきましては、学校給食法第11条において、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」と規定されており、当町においても、学校給食センターと日吉の学校給食共同調理場の施設整備、修繕、運営費、職員の人件費等を町が負担し、給食の材料等に係る経費は、児童生徒の保護者の負担といたしております。

近年の物価の高騰によって、給食費が上昇し、家計を圧迫することのないよう、給食費を抑えるための支援は必要であると考え、当町においても、物価高騰分の給食費の支援を行っていますが、人間が生活する上で、最も基本となる食に係る経費については、子どもを育てる保護者が責任を持って負担すべきものであると承知しておりました。学校給食法の趣旨からも、鬼北町独自で学校給食を無償にすることは、現在のところ考えておりません。

食の部分以外の今日の社会情勢の変化に伴う子育て支援策を今後も充実させていこうと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、福原良夫議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

福原議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

（1）から（3）まで、大体似たような質問でありますから、統一して一括して質問したいと思います。

○議長（程内 覺君）

了解です。

○9番（福原良夫君）

今、町長から中学生全生徒の人数数、予算ありましたけども、中学校だけなら840万円ほど、小学校全部で2,400万、この予算が組めないものかをお伺いします。

また、四国中央市、確かに1年間限定で行っております。それで、愛南町、松野町も半額というような話を聞いておりますけども、中にこの四国中央市なんかも地方創生臨時交付金、これを充てて運営をしておると聞いておりますけども、そういう点でこの交付金を使って、鬼北町も無償化、無償化が無理であれば半額補助とか、中学校だけとか、そののどこを検討する考えはありませんか。

○議長（程内 覺君）

はい、答弁。

今、福原議員から（1）から（3）までを再質問を一緒にしたいということなので、そのように答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

子育て支援の1つとしては、1つの手段としては、適当な部分もあるのかなと思っておりますけども、私はいつも思うのはですね。これはお叱りを受ける部分があるかもしれないけども、子どもたちが成長して結婚するとき、お父さん、お母さんの御苦労といいますが、若いときに苦労した、子育てで苦労したという部分ですね。最後に、お父さんありがとう、お母さんありがとうと言ってもらえるような御苦労というのは、どこで親が発揮するのか。衣食住の部分については私は発揮してもらいたいというのが私の考えでありまして、ただ、収入が低いとか、それから足が不自由だとか、それから通勤通学が遠いというふうな地理的条件とか、社会生活上、ほかの生徒と、児童と、少し食い違う点があるところについては、支援をするというのは、違った部分で支援をするのが適当んじゃないかと私は思っております、この部分の食の部分について、何とかここはお父さん、お母さん方に頑張っていただきたいというふうには私は思っております。

以上です。

○9番（福原良夫君）

確かに親が子どもに御飯を食べさす、これは当然のことで分かるんですけども、確かに給食費無償にすればメリット・デメリットはあると思います。確かに親が負担が下がりますし、学校、先生、また等々において集金等もあると思います。納税者が滞納しておる者がおるかおらないか、その点もあると思いますけども、そういう点も、先生にとっては、ある程度は楽になってくるんじゃないかという考えもあります。

確かに財源は要ります。何につけてもいるんですけど、800万、2,000万のお金がどう工面つけないかなと思います。

確かに地方創生交付金、今年は出ておりますけれども、来年は出るか出んか、これまだはっきりもしておりませんし、また、給食費として国が支えていく存在でもあるとも思いますけども、その点については、全国で僕が調べたところによりますと、約451件ぐらい全国自治体で無償化、または半額等があります。そのうちで、やっぱり交付金を使うとるのが263、これ僕の調べですから若干違っておるかもしれませんが、そういうのがあると思います。

確かに愛南町としても、松野町としても、松前町も町長が変わりました。無償化というような打ち出しも、この間、言っていましたけども、そういう点からすれば、鬼北町も一歩遅れるんじゃないかと思うんですけども、そういう点をもう一つ。

○町長（兵頭誠亀君）

私らの時代から考えまして、今のお父さん、お母さん方の御負担として増えとるのは、私携帯の使用料が全く昔はなかったろうな。その分は増えている。それが3万、5万となると。その代わりに収入がそれだけ増えているか。賃金はそれほど上がってませんし、その分は御負担があるだろうな。

いつも私の持論を展開しますと、やはり町民の方からですね。今は町長違うんよという方もいらっしゃるんですけど、考えるところがございます。

全国の状況で、国のほうもですね、今議員がおっしゃいましたように、その方向といたしますか、子育て支援としての施策として、国がやるかもしれないようなことも言っていますので、そこら辺りは注視していかなければならない。

それと、県内の状況等ももう少し考えさせていただきたいなというふうに思います。以上です。

○9番（福原良夫君）

今、考えていくという答弁でしたけれども、できれば来年4月から無償化、または半額というような考えを持たれておるかおらんか、もう一度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁で申し上げましたとおり、今のところはまだ考えておりません。それ以外の様々な社会情勢を考えた地域地域、それから御家庭の実情に基づいた生活支援、子育て支援を実施していきたいなというふうに思っております。御理解いただけたらと思います。

○議長（程内 覺君）

福原議員、よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

分かりました。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2について質問をしてください。

以上で質問1については、終了します。

○9番（福原良夫君）

質問2、公衆トイレ設置についてを伺います。

鬼北町は、国道、県道沿いに公衆トイレが少ないと思います。観光客の人が自転車等で来られた場合に、三角ぼうしから日吉夢産地までトイレがありません。宇和島から三角ぼうしもない。せめて中間どころには欲しいと思いますけども、町長の考えを問います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第2番目の公衆トイレ設置についての御質問にお答えをいたします。

自転車で来町される観光客等に対して、道の駅までは距離があり、道の駅以外に公衆トイレが必要ではないかとお尋ねと思いますが、これまでも公衆用トイレの設置につきましては、鬼のまちづくり事業を推進する上で、森の三角ぼうしと日吉夢産地の間に、鬼をモチーフとした公衆トイレの設置について、担当課で検討したこともありましたが、常に清潔で防犯上も安全な施設を保つことが必須であること、管理が行き届かない場合には、大きく町のイメージを損なうリスクがあることなどから、常駐職員において管理がされている道の駅の公衆トイレを御利用いただくことと現在のところしております。

コロナ禍における行動制限も緩和され、自転車による旅行客や観光客なども多く見かけるようになる中で、公衆トイレとして開放しているものは、道の駅以外にはありませんが、平日であれば、各地区公民館のトイレが利用可能なほか、現在、愛媛県では、宿泊施設や飲食店、その他の地域事業者により、トイレの貸出しや飲料水の提供、また、地域観光情報の提供について御協力をいただく、サイクリストの休憩所「サイクルオアシス」の充実を図っているところであります。現在、県内に440か所、宇和島圏域に43か所、うち鬼北町内には11か所のサイクルオアシスが設けられてお

ります。そちらを利用いただくとともに、今後もサイクルオアシスとして登録・御協力いただける事業者の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、福原良夫議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○9番（福原良夫君）

いろいろと公衆トイレ等ありますけども、確かにあるにはスタンド等もお借りしたりとか、公民館等もあります。近永地区にはそれコンビニもありますけども、途中にはないので、成川温泉近くにもスタンドは1軒あります。そういうところをお借りするという考えもあるんでしょうけども、スタンドとしても休みの日があります。そういうときは、我慢しなければならない。確かに、男の人やったらそれもええ考えもあるかもしれませんが、女性の方は特にと思います。

そういう点から、せめて成川の観光に入る入り口等々にも、昔はあったような気もするんですけども、今はもう使われてないような感じもありますけども、そういうところを改善するとか、また公衆トイレ等々の、あるいは看板を出すとか、そういう手配はどうか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの福原議員の御質問でございますが、確かに先の答弁でサイクルオアシスという形で、県の事業ではございますが、町も連携してサイクルオアシスの登録・協力事業者というのを募集をしているところでございます。

ただ、議員御心配のとおり、そういった周知不足により、本来そういう協力事業者があるのにも関わらず御存じないとか、そういった不安部分もあろうかと思っておりますので、看板であったり、ここにトイレがありますよ。鬼北町内には、こういった事業所が、サイクルオアシスとして登録をいただいております。そういった周知のほうを強力にしていきたいと考えております。

また、以前に成川の入り口等に公衆トイレがあったというようなお話でございますが、先ほどの答弁でも、以前、鬼のまちづくり事業の中で公衆用トイレ、鬼をモチーフにしたということを検討したこともございましたが、やはり衛生設備を提供する施設サービスでございますので、しっかりと衛生管理を保つ施設のメンテナンス、また

無人でございましたら防犯対策、環境を意識する場合には景観、また外観の清掃管理等、様々なちょっと問題がございまして、以前にちょっと検討した結果、ちょっと困難ではないかというような結論に達しておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

福原議員、了承ですか。

○9番（福原良夫君）

確かに言われることは分かるんですけども、僕らもほかへ行きます。仕事等、観光も行きますけども、まず一番はトイレを考えるんですよ。そのときの体の調子にもよります。調子が悪いと、特にトイレは行きたくなる。そういう点からしてですね、防犯対策、いろんな面からもあると思います。確かにそれはあるんですけども、そこをクリアしてですね。公衆トイレも、せめて観光地の成川の入り口ぐらいには一つは欲しいと思うんですけども、答弁を願います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

俗に言う、観光プロデュースをされておるような業者さんにも相談をさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で、質問2については終了します。

続いて、福原議員、質問3についての質問を行ってください。

○9番（福原良夫君）

質問3、带状疱疹ワクチン接種についてを伺います。

鬼北町では、高齢者の人が増える中、予防という観点から、ワクチン接種が有効な病気の一つに带状疱疹があります。带状疱疹は過去に水ぼうそうにかかった人が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、発症するものです。

50代から発症率が高くなり、80歳まで3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みが残るとも言われています。ワクチン接種が

有効とされていますが、費用が高価になるため、接種を諦める人も多く、またワクチン接種を知らない人も多いのではないのでしょうか。生ワクチンは1回8,000円、不活化ワクチンは1回2万2,000円程度と高価です。保険は効かず、2回打つ必要があるそうです。

そこで、以下について問います。

(1) 町民の皆様に、ワクチン接種の推進をしてはどうか。

(2) ワクチン接種の補助制度を設けてはどうか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第3番目の带状疱疹ワクチン接種についての御質問にお答えをいたします。

带状疱疹は、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に現われる皮膚の疾患で、強い痛みを伴うことが多く、症状は三、四週間ほど続き、重症化すると入院治療が必要になる場合もございます。

我が国では、先ほど議員おっしゃるとおり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

通常、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、約2割の方には、長時間痛みが残る带状疱疹後神経痛という厄介な後遺症が現われ、加齢とともに移行リスクも高くなると言われております。

まず、1点目の町民の皆様にワクチン接種の推進をしてはどうかとの御質問ですが、带状疱疹を予防するには、睡眠や休息をしっかり取り、疲れやストレスをため込まないようすることのほか、ワクチン接種が、発症や重症化を防ぐ上で効果的であると言われております。また、ウイルスによって傷つけられた知覚神経の回復には、時間がかかる場合があります。特に、高齢者では、症状も治療も長引く可能性があるため、带状疱疹の発症自体を予防することの重要性は高いと考えられます。

町内の病院でも、院内にポスターを掲示するなど、ワクチン接種を推進していただいている状況ですので、今後、病院等とも連携して、接種率の向上に努めていきたいと考えております。

次に、2点目のワクチン接種の補助制度を設けてはどうかとの御質問ですが、带状疱疹の予防接種は、町が主体となって公費で接種する定期接種とは異なり、希望者が各自で接種する任意接種に該当しており、現在主流の不活化ワクチンは、1回当たり

2万2,000円程度のワクチンを2回接種する必要があるため、家計への負担も大きくなります。

本町では、今年度から、インフルエンザワクチン等他の任意接種に対して、接種費用の補助を行っており、带状疱疹ワクチンについても、接種率の向上と負担軽減を図ることを目的として、補助金を交付できるよう早急に検討してまいりたいと考えております。

以上で、福原良夫議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

福原議員、質問3について、再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

これもですね。1番、2番似たような質問ですから、一括して伺いたいと思います。確かに今検討していただくという答弁いただきました。これは結局、前向いて進んでいくと思いますけども、確かにワクチンを打っておれば、もし、かかった場合に軽症で済むというデータは出ておるとおりです。

愛南町も、結局ワクチンを接種するような方向に進んでおります。久万高原町は、今ワクチンを推進はやっております。その中からですね。やっぱり生ワクチン4,000円と不活化ワクチンが1万円。これは久万高原町のデータですけども、この中で、やっぱり鬼北町も早急にこれを推進してもらえば、また回覧等々でも回していただければ助かると思います。

ただ、かかった人の話によりますと、とても痛い、かゆい。もう3か月、4か月仕事にはならないというような状況ですから、早くワクチン接種をしていただきたいと思います。もう一度、そこ、いつ頃からできるのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

もし、やるとするならば、生ワクチンについては、私は何というかな。全国の症例から見ると、7割しか効いてないということやったんで、できれば不活化ワクチンの接種のほうの補助対象にしたいなと思っております。

あと、やるとするならばですね。病院等の協議が必要ですので、ここについて今どこまで協議が進んでいるのか。私はできるだけ早くしたいんですけども、担当課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの補足説明でございますけど、先日の4日にですね。新型コロナワクチン会議ということで、町内の医療機関の先生方、お集まりいただき、またテレビ会議と

ということで参加をしていただきました。その中で、この带状疱疹のお話もさせてもらったらですね。やはり各病院でも、人数は少ないんやけど、ちらほらそういった話も聞くし、実際に打つ方もおられるということで、私どもは協力はしたいということでございます。

それと併せましてですね。1つの大きな負担軽減策として、今現在インフルエンザ等を今年度から始めましたけど、任意接種につきましては、一旦病院で全額を支払ってもらって、その後、領収書を持ってきてもらって役場のほうで申請をしてもらって補助金を出すというような手間暇がかかることとございますので、今回带状疱疹の予防接種補助を追加するに当たりましては、対象者が高齢者ということで、現在のような償還払いによる補助ではなく、接種者が医療機関に補助金の代理受領に関する権限を委任する形が取れないかということで、一応病院のほうにも、その点も再度確認をいたしました。

そういうことであれば、そういった趣旨を踏まえると、住民の方の負担軽減になるのであれば、病院としては積極的にお手伝いをするということをお願いしておりますので、できれば、今町長、言われましたように早期に実施したいということとあります。

私ごとでございますけど、ちょうど私も2か月ほど前に、この带状疱疹にかかりまして、ようやく痛みが取れたような現状でございます。この痛みにつきましては、身をもって体験しておりますので、なるべく早いうちに実施したいということでございますので、早ければ3月補正予算ぐらいには上げて実施をしたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○9番（福原良夫君）

今、ええ回答をいただきました。なるべく早く皆様に接種していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで福原良夫議員の質問を終わります。

次に、6番、赤松俊二議員の一般質問を一問一答方式で行います。

赤松議員は、質問席へ移動してください。

赤松議員、質問1についての質問を行ってください。

○6番（赤松俊二君）

議席番号6番、赤松俊二です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、バイオマス発電事業について質問をいたします。

令和4年第3回定例会において、バイオマス発電事業計画及び町の取組についての質問では、令和3年3月に、経済産業省から固定価格買取制度、いわゆるFITの認定を受けた後、令和3年9月に、農用地区域の除外手続が完了をし、そして今現在、現時点農地転用の手続に取りかかっており、計画としては遅れぎみではありますが、令和6年10月頃の稼働開始を予定しているとの旨の説明を受けたとの答弁でありましたが、その後の経過報告、事業の方向性について伺います。

(1) 木質バイオマス発電事業計画の発電プラント、チップ工場生産施設の建設運営に関して現時点ではどのようになっているのか伺う。

(2) バイオマス発電事業計画において、町がこれまで予算を計上し、執行された金額、事業の目的、事業主体、事業の内訳についてを伺います。

(3) 11月13日に行われた勉強会において説明があったように、新たな事業者と今後地域の脱炭素社会を目指して進めていくというのであれば、これまでのバイオマス発電事業計画は切り離されるのか、また、どのように変更されるのか、この点についてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員のバイオマス発電事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の木質バイオマス発電事業計画の発電プラント、チップ工場生産施設の建設運営に関して、現時点ではどのようになっているのか再度伺うとの御質問ですが、木質バイオマス発電の計画につきましては、間伐を推進することを目的に、平成30年度から企業との協議、誘致を進めており、令和4年9月の第3回定例会において、計画としては遅れぎみではあるが、令和6年10月頃に稼働開始の予定と説明さ

せていただいております。

そして、現状について、企業に対して再度確認したところ、農地転用許可申請を令和6年3月に行い、令和6年6月から、発電プラントとチップ工場の整備を開始し、令和7年3月から、稼働を開始する計画である旨の報告を一応受けております。

次に、2点目のバイオマス発電事業計画において、町がこれまで予算計上をし、執行された金額、事業の目的、事業主体、事業の内訳について何うとの御質問ですが、平成30年度に、木質バイオマス発電導入可能性調査委託事業を実施しております。これは、鬼北町及び南予地域における森林資源量の賦存量、利用可能量、搬出可能量等を調査し、森林資源を活用した地域活性化及び基本的課題解決とその活用方法の基礎とするもので、愛媛県の再生エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業費補助金を活用して、鬼北町が実施し、事業費は338万円で、うち県補助金が169万円となっております。

次に、3点目の11月13日に行われた勉強会において説明があったように、新たな事業者と今後地域の脱炭素社会を目指し進めていくのであれば、これまでのバイオマス発電事業計画は切り離されるのか、また、どのように変更するのか何うとの御質問ですが、これまで、企業誘致として、東京に本社を置く事業者による木質バイオマス発電事業を進めておりましたが、当初からの計画について大幅に遅れが生じており、今後においても、現在、事業者が示している令和6年6月着工、令和7年3月稼働開始予定のスケジュールについても、これまでと同様に、延期が繰り返される状況が続くことが懸念されます。

また、木材の供給をいただく予定である林業関係事業者の方々も、事業者の対応について不信感を持たれており、町といたしましても、いつまでたっても着工にも至らない事業者を信用することができないため、その事業者に対して、町としての支援は、今後行わない旨のお話を既にしたところであります。

町におきましては、新たに、脱炭素社会の実現を目指し、地域課題の解決や地域の魅力と質が向上できる取組として、二酸化炭素排出抑制対策交付金等を活用し、多様な事業展開により、地域に根ざした再生可能エネルギーの普及を推進していくこととしており、この取組において、木材の有効利用を推進していくことで、本来の目的である森林の間伐等を推進して、森林整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上で、赤松俊二議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問1、(1)について再質問はありますか。

○6番(赤松俊二君)

再質問なんですが、今回の事業については、今の答弁の内容で、答弁ではちょっと遅れぎみ。最終的には令和7年3月稼働ということであるというような答弁でありましたが、プラントの、まあ言ったら稼働の予定時期についてお伺いしたいんですが、事業計画認定。ID取得からの移動までの期間は、大体太陽光が3年に対して、バイオマス発電、4になっており、その鬼北町においては2メガバイトバイオマスは、2021年3月にID取得をされ、2025年3月に運転開始期限とするということになっておられると思うんですが、この期限を超えた場合、そういった場合、そういった事業をどうするのか、できるのかできないのか、その辺のことについて、今の令和7年3月であれば、ちょうど2025年3月の運転開始期限となると思うんですけども、その辺について再度お伺いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

質問1の分でお答えした部分を、(3)のほうで、その内容について今の現状を報告してますので、今の質問にお答えすることは3にかかってくるんですけども、よろしいでしょうか。

○議長(程内 覺君)

そうしたら、3で再質問ということでもいいですか。

赤松議員、了承ですか。

○6番(赤松俊二君)

はい。

○町長(兵頭誠亀君)

1でお答えしたのは、うちの担当のほうから、これも議員さんが東京に行っていた業者さんのほうに確認をしたのが、令和7年3月から稼働を開始する予定だというふうに申し上げたんですけども、それは(3)において、このようにお話をされとるのをですね、電話をするたびに、連絡をするたびに、時期が変わっておることがあって、既に平成30年の頃には、3万立米の木材を確保するというところで、それについて林業事業者の方々も理解をさせていただいておったんですけども、一向に事業が進まないために、もう既に鬼北町内の市場のほうではですね、四国内のバイオマス発電事業のほうに、もう木材を出荷されております。

ですから、2メガバイトの分は、もう木材が確保できないだろうというふうに私は承知しています。

そういうこともあって、現在の令和7年にプラントができるとおっしゃっても、それを町として支援することはできませんということをはっきり申し上げたわけであり
ます。

その事業者様は、その資格を持っていらっしゃいますから、議員おっしゃるとおり、
やられるのは、やられるかもしれませんが、それをどう展開されるのかは、私は
存じません。

ただ、町としては、間伐を推進したいということで、その2メガワットじゃなしに、
それ以内の500キロワット、あるいは1.2メガワットレベルのバイオマス発電を
つくり、前のこの勉強会で言ったように、脱炭素社会の実現に向けた事業を展開する
ということが適当だろうということで、現在の3万立米を確保できない鬼北町におけ
るしっかりとした計画を立てるということもあって、そちらのほうに向いていくべき
じゃないかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松委員、今答弁いただいたんですが、（1）（2）（3）合わせて一括の再質問
ということよろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

はい。

今の答弁も最終的にはそこら辺の話も聞きたいところが、最終的に、最初にそうい
う話になって、ちょっと後先になったわけですが、その前に、1のことの質問に
ついて、今後、確認なんですけども、今後においても、翔栄クリエイトさんのほうで
ですよね。現在の計画されている場所で、借地ということで、その事業を実施をし、
計画をし、実施されていくということには変わりはないのか、その点について再度お
伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

その土地の分は民地でありますので、ここで答弁するのは、本当にデリケートな部
分があるので、全ては差し控えたいと思うんですけども、基本的には、地主さん方も
不信感を持っていらっしゃいますので、そこら辺りで御理解いただきたいというふう
に思います。

○6番（赤松俊二君）

ということは、まだ方向性、変わりはあるかも分からないということの理解でよろ
しいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

あくまでも、民地ありますので、その状況については差し控えさせていただきたい
と思います。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

それと、今回、木質バイオマス発電事業をするに当たり、先ほど町長も説明ありま
したように、平成30年度から企業誘致として事業化に向けた協議・検討をする中
において、その中に、翔栄クリエイトさんとの支援、または協力をしていくというよ
うなことで、最初は事業を展開されていたと思いますが、今の答弁で、その後、翔栄ク
リエイトさんとは、今後、支援を行わないということでありましたが、どうしてそう
なったのか経緯、その状況、その判断についてお答えができるのであれば伺いたい
と思います。

○町長（兵頭誠亀君）

事業をしっかりと展開していきたいということについて、頓挫したことについては、
申し訳なく思っております。ただ、翔栄クリエイトさんとの話の中で、まずは林家の
方が赤字になるようなことではいけないということが前提ですので、うちのほうが支
援を確定をし、いろんな補助事業を展開する前に、林家からの木材の買取価格を示し
てくれという話を再三話をしたんですけども、それについて全くその部分が出しても
らえなかった。相手方にはですね、全国で展開する事業で少し事故等があつて頓挫し
たということがありまして、それがなかなか資金繰りが難しいということもあつた
ということもございます。

町としては、あれは、たしか約半年前と思うんですけども、そのときに7,000
円以上という金額が出たんですけども、これでは今の現在の木材の取引価格、立米7,
000円というのはですね、余りにも低過ぎると。これはもう全く鬼北町の森林経営、
林業計画等を考えていただいたような活性化になるようなものではないと私は判断い
たしまして、俗に言う、企業としての利潤を追求するだけじゃないかなということで、
相手方にお話をし、これ以上は支援はできませんというお話をした。

契約をしてですね、いろんな土地の所有とか、それから、町が施設整備、補助をす
る分はどんなものがあるかというものを決めた後に、買取価格の提示されては困ると
いうことはお分かりいただけたと思いますので、その手前に提示をしていただきたか
ったんですけども、それを数年待たされたということがございまして、こういうこと

になったということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問、どうぞ。

○6番（赤松俊二君）

そしたらですね。今後、翔栄クリエイトさんとの今後も木質バイオマス事業については、今後、切り離されたという考えで事業を展開、対応されていく、そういう方向でよろしい、そういうことの確認、確認というか、そういう方向になるのかその辺をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

翔栄クリエイトさんが、どのようにお考えか分かりませんが、町としては支援できないという話をさせていただきました。

以上です。

○6番（赤松俊二君）

先般、1月13日に行われた勉強会の説明では、今回新たな事業者と新たな。

（「議長」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質問中ですが、しばらく休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時36分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

赤松議員の一般質問中に休憩をしましたが、改めて赤松議員、質問がありましたら質問をしてください。

○6番（赤松俊二君）

最後の質問ですが、今後において、木質バイオマス事業についての展望、そういったことについては、住民、そしてまた林家の方も大変期待をされていると思われませんが、その展望について、最後にお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

まずは、赤松議員の大事な質問時間にですね。議長のほうに止めていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

バイオマス発電なんですけども、私のほうは、森林経営としてしっかりと間伐をし

ていくということの手段として、バイオマス、バイオガス発電というものを計画したいと今でも思っております。

林家の収入というものは、先ほど末廣議員のお話にもありましたように、なかなか木を切っても収入にならないというところがあって、木材価格を上げなければならぬ、バイオマスの買取価格が9,000円、1万円と上がっていけば、何とかそこ当たり町の補助をすれば、よろしい形になるんじゃないかなと。

それによって、森林というものが、しっかりと間伐していければ、子ども、そして孫の時代に、しっかりと財産として残していく。本当にその作業をしていなかったら、50年後、100年間伐していない森林を見た日本人はおらないわけですから、それを何とか脱皮したいなというふうに思っています。

それと、もう一つ、バイオマス発電をした発電というものをですね、しっかりと活用したいということで、来る南海地震のときに、宇和島市、愛南町、高知県の各市町村、大きな広いエリアの広域災害になったときに、全て国や県の方に、また、いろんな方々に助けてもらいたいわけでありまして、全てが災害を防ぐことはできない。少しでもそれを減らす、また大切な命を守るためには、せめて避難所に食料と、しっかりした電気を供給するということが私は大切だなと思っております、現在、公共施設のほうに電気を発電する状況というのをつくっております。

これから先もその状況をしっかりとつくって行って、鬼北町内の電気というものをですね、地震で電気が止まったときに、いや鬼北町はある程度時間稼ぎができるというところまで持っていきたいなと。そのためのバイオマス発電というものもしっかり必要んじゃないかなというふうに思っております、その木材間伐対策という森林施業と、それから防災対策という部分についても、電気をつくるという部分で、2つの目的をしっかりと持って、これからもこの事業を推進していきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松委員、よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で、赤松議員の質問を終わります。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は、質問席へ移動してください。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、第三次鬼北町長期総合計画策定について。

行政は、住民の要求に応じてサービスを提供すればするほど、財政の状況は厳しくなります。そのため、地域社会の状況を十分に分析し、地域特性や課題、住民の状況を的確に把握し、地域社会の安全・安心を向上させ、快適に暮らすことができる目標を設定していくとともに、それを達成するための計画的な取組が必要になります。そこに、長期総合計画の策定の意義があると言われていています。

第三次鬼北町長期総合計画策定に向けての取組について問います。

(1) アンケート調査は、令和6年度の早い時期に実施して、長期総合計画策定過程での住民の意向として反映させる考えはないか。

また、質問内容と回答の選択肢を6年前のアンケートと同じにして比較検討する考えはないか。

(2) 第三次鬼北町長期総合計画策定については、長期総合計画策定委員会専門部会（課長補佐・係長）で令和6年度、令和7年度2年間をかけて、第二次計画の基本計画の実施状況及び成果を整理し、関係団体や町民との意見交換を行い、行政評価してはどうか。その行政評価の結果を基に、第三次計画は、計画の継続性から第二次計画の基本目標、基本計画を基に10年間の行財政計画との整合性を図り計画案を作成してはどうか。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の第三次鬼北町長期総合計画策定についての御質問にお答えします。

1点目のアンケート調査は、令和6年度の早い時期に実施して、長期総合計画策定過程での住民の意向として反映させる考えはないかとの御質問ですが、長期総合計画とは、行政運営の長期的指針であるとともに、町の将来像やまちづくりの理念を示すものであり、現行の第二次鬼北町長期総合計画については、町の将来像と政策を明ら

かにする基本構想と、基本構想の実現に向け重点的に取り組むプロジェクトや、推進施策、施策方針を定めた基本計画で構成され、基本構想の構想期間は10年間、基本計画については前期と後期に区分して、計画期間はそれぞれ5年間とし、現行計画の最終年度は、令和7年度としているところであります。

第三次鬼北町長期総合計画の策定については、令和7年度中に策定を予定しているところですが、住民基礎調査によるニーズを十分踏まえた上で、策定に当たりたいと考えておりますので、議員御提案のとおり、令和6年度の当初予算において、基礎調査を含めた関連予算を計上し、議会にお諮りしたいと考えているところであります。

また、質問内容と回答の選択肢を6年前のアンケートと同じにして比較検討する考えはないかとの御質問であります。設問の内容等につきましては、前回基礎調査における住民意識やニーズとの経年比較や検証、分析をする上で、前回と同様の設問を基本として考えておりますが、御提案も踏まえ、適切な設問内容により住民ニーズの把握に努めたいと考えております。

次に、2点目の第三次鬼北町長期総合計画策定については、長期総合計画策定委員会専門部会で、令和6年度、令和7年度2か年をかけて、第二次計画の基本計画の実施状況及び成果を整理し、関係団体や町民との意見交換を行い、行政評価してはどうか。その行政評価の結果を基に、第三次計画は、計画の継続性から第二次計画の基本目標、基本計画を基に、10年間の行財政計画との整合性を図り計画案を作成してはどうかとの御質問であります。現在、担当課が予定している大まかな策定スケジュール案におきましては、令和6年度に住民基礎調査を行い、ニーズの把握、経年比較などの分析を実施した上で、令和6年度から令和7年度にかけて、第三次鬼北町長期総合計画における基本構想案を検討し、構想案をまとめた後、推進施策や施策方針など、基本計画案の検討を行う予定にしているところであります。

また、次期基本計画案につきましては、各課の委員からなる第三次鬼北町長期総合計画策定委員により、現行の後期基本計画成果指標における実施状況や成果、目標値に対する評価を行い、その内容について検討したいと考えております。

なお、基本構想案、基本計画案につきましては、その都度、各種団体や住民代表で構成する総合計画審議会において、第二次計画の基本計画の実施状況と成果についての評価も含め、御意見を頂戴するとともに、議員御指摘の行財政計画との整合性についても十分に勘案し、計画策定に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、再質問については、休憩後にしたいと思いますが、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、ここで13時まで、再開を13時として休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員、質問1の（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほどの答弁で、アンケート調査の町民の意識調査なんですが、令和6年度実施ということで予定をいただいているようですが、質問していますように、前回の第二次の長期総合計画のときに、町民意識調査の目的として、町民のまちづくりに関する意向を把握し、計画に反映させることを目的に意識調査を実施しましたということで報告書にあります。

ということで、再度、町民意識調査アンケート調査を実施するのであれば、住民の意向を反映させるということで、再度これを再質問します。

それと、質問の内容と回答の選択肢のことなんですが、第二次の町民意識調査については、アンケート質問項目が鬼北町の住みやすさについて、今後の定住意向について、3つ目が、町の主な施策の満足度、重要度、4番目が、まちの将来像について、5番目が、公民協働のまちづくりについてということ、その5点になっていました。

それで、第二次計画をつくる際に、町民調査を行い、そして後期計画をつくるときに、また町民アンケート調査を行ったわけですが、そのときに先ほど言いました、鬼北町の住みやすさについては、同じ質問内容ということで、前回は7割、今回は6割ということで、住みやすさが悪くなっているといえますか、そういう結果です。

今後の定住意向については、前回設問が3つあったんですが、今回は2つにしている。そして設問3の町の主な政策の満足度と重要度については、それぞれの選択肢が異なっている。4番のまちの将来像についても、設問と選択肢が違っている。5番の公民協働のまちづくりについても、一部選択肢が違っているというふうになっている

ので、あえて町民意識アンケートの比較をするのであれば、10年前のアンケートにするのか、5年前のアンケートにするかは、別として、同じ内容にしたほうがいいんじゃないかということと、この5問に問いはそれぞれ複数あるところもあるんですが、5問では少ないのじゃないかと、せっかくやるのに。その辺も検討されてはどうかということでも再度質問します。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきましては、企画振興課長に答弁させますけども、町民の方々からですね、結構発言というか、御意見をいただくのは、町からのアンケートが多過ぎるということは何人も御意見をいただきまして、その中身について細かくすれば、町としては助かる部分もあるんですけども、実際にそれを不特定多数の方にお送りした場合には、もう80歳を超えられた方ですと、なかなか難しいんよと。そこ辺りも配慮してもらえんろうかと。書くのを嫌というようなことを一切言わずに、もっとしっかりした意見を持った人にあげたりとか、そういうようなことを言われる方がいらっしゃるのも事実でありまして、そこらも配慮しながら、それから、なるべく答えやすいような設問にするということで、同じことをするということは、その効果というものは議員さんがおっしゃるとおりなんですけども、逆に5年たって、また10年たって、新しい設問をしてみたいというふうに思うのも1つの、これをプロデュースアシストしてもらった業者さんの御意見もあるんじゃないかなと思うわけでありまして、今のが私の意見であります。

中身について、企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

では、まず1点目の住民アンケート結果を基に、住民の声を聞き、計画策定につなげていくべきじゃないかというような御質問であったかとは思いますが、御提案のとおり、それに沿って次期の計画については進めていきたいと考えているところでございます。

2点目のアンケートの設問について、比較するのであれば、前回同様ということで、経年比較等が行いやすい状況はいいんじゃないかというような御提案じゃないかと思いますが、基本的に前回の御質問を踏襲してアンケートの設問内容を決めていきたいとは思っております。

ただ、5年前、10年前とは、時代であったり、社会背景等が違う部分等も勘案し

ないといけない部分もあろうかと思しますので、回答内容の部分については、選択する、回答を増やしてみたり、減らしてみたり、そういった調整はさせていただきたいなど考えているところがございます。

次に、3番目の前回主に5点ぐらい、そうですね、前回の質問内容ではちょっと少ないのではないかと、もうちょっと深く聞いたほうがいいんじゃないかというような御提案だったと思うんですが、町長もお答えをしましたが、なるべく答えやすい設問の数にさせていただき、また、表現も分かりやすく、回答できる部分については工夫を凝らしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

前回の後期計画の第二次長期総合計画の後期基本計画の計画策定経過を見ますと、3年からの計画で、令和2年度の6月に長期総合計画策定委員会専門部会を行っている。その前に、町長インタビューを行っている。6月19日、同じか、同一日に行っている。

そして6月19日から8月17日の間に、施策評価シートの調査をして、各課ヒアリングを9月。9月26日に住民ワークショップ。12月15日に行政企画委員会。12月25日に鬼北町総合開発計画審議会。その前に、1回目の長期総合計画審議会を9月に行って、12月に2回目。翌年の令和3年2月に第3回の鬼北町総合開発計画審議会。3月16日に第4回の鬼北町総合開発計画審議会。この総合開発計画審議会から答申を受けて、策定をして、令和3年3月19日に鬼北町議会全員協議会で説明をされたという計画策定の経過なんですけど、先ほどの答弁ですと、私質問させていただいたように、2年間かけて作成に取りかかるということで再度いいのか。

それと、行政評価なんですけど、この後期計画でもあるPDCAによる進行管理、成果指標を用いて、毎年施策の成果、実施状況と成果等は、決算認定に併せて出しているんですけど、その中の評価し改善しているというところ、後期計画の最終年度までの目標なんですけど、実施はして成果を出しているんですけど、この

業務改善という、評価して改善、評価をしっかりと改善の部分になかなかさっきの部分がどうなっているかが、ちょっと分からない点がありますので、その辺しっかりとっていただきたいなということをもまず思いました。

それで、この第三次計画の継続性からして、やはり第三次計画について、私の提案としては、もう最初からやり直すのではなくて、もう第二次計画で、第一次と第二次、第二次計画の前期・後期を見て、今の課題はある程度はつきりしているんじゃないかと思えますので、町長、重点化もされているようですが、その辺をはつきりさせて、やはり計画案をつくられたらいいんじゃないかということで、再度、行政評価のところで、関係団体と町民との意見交換、前回のときに、後期作成のときに住民ワークショップなんかも開かれています、チェック業務の評価をしっかりとっていただき、第三次に結びつけるようなことにしていただけたらと思えますので、その辺、再度質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど4点の御質問があったと思えます。

まず、1点目の2年間で取りかかるということについて間違いないかというような御質問があったかと思えますが、あくまでも来年度当初予算で担当課で予定をし、議会にお諮りをした上で、それで御了解ということであれば、2年間という形で取り組んでいきたいなと現在のところは考えております。

次に、2番目の進捗管理等は、適宜施策の成果等で報告はされているが、その評価の部分について適正に行ってほしいということでございます。

今回第三次計画を策定するに当たっては、二次計画の途中である程度評価をさせていただいた後に、その結果を基に三次計画を策定したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

3点目、二次計画を基に三次の総合計画を策定してはどうかというような御質問でございましたが、担当課につきましても、中山議員と同様に、そういったことで進めたほうがいいのではないかと考えているところでございますので、提案を基に進めていきたいと思っております。

最後4点目ですが、行政評価の内容については、しっかりワークショップ等、住民の声を聞いた上で計画に反映をするべきじゃないかというような御助言だと思いますが、そういった形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○4番（中山定則君）

すみません。県内のある市町で、新型コロナウイルス感染症の関係で、長期総合計画についても、2年ほど後期計画を延長するという市町もあるようなんですが、そういう中で、今ほどの回答で、住民のワークショップと、プラスやはり農業関係団体、商工関係団体あるいは文化・体育、いろいろそれぞれ関係団体があると思うんですが、そういうところにもやはり長期総合計画というのは、やはり一般に知られて、町民の方が知られてないんじゃないかということをお心配しているんですが、町長の施政方針、あるいは施政方針は長期総合計画に沿って施政方針を立てられ、そして施策の成果などもそれに従って報告されているわけなんですが、まだ町民にこの長期総合計画が浸透してないんじゃないかと思しますので、そういう部分も含めて、今回の第三次計画にはその辺を考えて各関係団体等も幅広く意見交換をしていただきたらと思しますので、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど中山議員さんは、二次の計画から、町長のプロジェクトもあるわけやから、三次については、ある程度意向的なものでしたらよいやろうかと御意見もあったような気がするんですけども、それと、今の御発言というのは、全部100%一致はしてないと私は思うんですけども、ただ、中山議員さん言われる、各種の住民代表の方々の話合いというようなものは、もちろん必要なんですけども、それを集約した形で総合計画審議会というものは、各種団体の方がいらっしゃってですね。1回いただけると2時間なんですけども、しっかりと時間いっぱいまで話をさせていただく、その中には、本当に行政側からは思いもつかないような御意見をいただいたりというところがあって、中山議員さんが御指摘の日常生活というものもしっかりと計画に反映すべきだというような根底の御意見というのは、私はその分については賛同するところがありますけども、一つ一つ団体全部回るというよりは、私は日常として、その1年間通して、各種団体の方と話す機会というのは、しっかり私は持つつもりでおるんですけども、いつも言われたものは、メモしておりますし、そこらも含めまして、努力はしとるつもりなんですけども、全てが中山議員さんが言うような理想には近づいてないのは、認めますけども、なるべくそこら辺りもしっかりと意見が集約できるように頑張りたいと思しますので、御理解いただきたいと思します。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1については、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、J R近永駅改築等について。

J R近永駅改築については、令和4年第2回定例会で改築に係る予算が計上されたが否決された。

令和5年第3回定例会において、兵頭議員の近永駅の建て替え事業の計画についての一般質問に対して、令和5年6月8日開催したチカナガ夢シンポで、改修事業を進めていく旨説明し、「改修事業における概要や方向性に定まった部分はないが、議員の皆さんや関係者の皆さんの意見を伺いつつ、事業内容を検討した上で、方向性を示したい」との答弁でありました。

今後のJ R近永駅改築の進め方等について問います。

(1) 改修事業における概要や方向性は定まったのか、また、議員や関係者の意見はいつ頃聞く予定であるか。

(2) J R近永駅前でイベントが開催されていますが、今度の日曜日もあります。そういうイベントのときにトイレがないとの声を聞きます。今後も継続して近永駅前でイベントを開催するのであれば、駅トイレを別棟として公衆用トイレとしても使用できるようにする考えはないか。

また、駅前の環境整備（案内板・街路灯等）、踏切の拡幅などの計画はできたのか。

(3) 令和6年度当初予算にJ R近永駅改築等関係予算を計上する予定か。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目のJ R近永駅改築等についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の改修事業における概要や方向性は定まったのか、また、議員や関係者の意見はいつ頃聞く予定かとの御質問であります。今年6月に開催しました「チカナガ夢シンポ」以降、住民の皆様からは、「耐震性や利便性に配慮したコンパクトな駅舎が望ましい」、また「実績あるデザイン会社や著名な建築家監修により付加価値のある駅舎にするべき」など、様々な御意見や御心配の声をいただいているところであります。

駅舎改修事業につきましては、議員も御承知のとおり、令和4年度に提案いたしました、JR近永駅改築に係る事業費について、その財源を地方債充当率が95%、うち70%が交付税で措置される合併特例債を活用することとしておりましたが、令和4年6月議会において、関連予算が否決され、改築事業の実施時期が不透明となったことにより、合併特例債を他の事業の財源としたため、まずは、これに代わる新たな財源の確認、財源をどうするかなどについても検討を行っているところであります。

現在のところ、改修事業における概要案や方向性などは定まっておらず、議員の皆様にご意見を頂戴する段階には至っておりませんが、今年度のできるだけ早い時期に、活用財源の検討結果も含め、改修事業の方向性における素案をお示しし、議員の皆様にご意見をお聞きしたいと考えております。

次に、2点目の駅トイレを別棟として公衆用トイレとしても使用できるようにする考えはないか。また、駅前の環境整備（案内板や街路灯など）、踏切の拡張などの計画はできたのかとの御質問であります。今年3月と7月に、近永駅前マルシェイベントを開催し、来週も議員さん言っていただきました、マルシェを開催いたします。大勢の方に来場いただいたところですが、トイレについては、駅のトイレ以外にも、「アエールきほく」や「コワーキングスペース・ワームス」のトイレも、来場者用トイレとして開放したところであります。

1点目に御質問の駅舎改修事業において、老朽化したトイレを改修し、衛生面の改善と利用者の利便を図ることも改修目的の1つと考えておりますので、トイレを別棟とするのか、駅舎内に併設整備するのかは、管理面等も含めて検討する必要があります。また、トイレだけでなく、案内板や街路灯などの駅前環境整備につきましても、駅舎改修事業と併せて近永駅周辺全体の整備計画として検討していきたいと考えております。

さらに、踏切の拡幅につきましては、JR四国と協議を進めておりますが、その中で拡幅等の構造改良については、御理解をいただく一方で、踏切拡幅の際には、ほかの近隣踏切の統廃合を要件とされているため、国土交通省が定める踏切道の拡幅に係る指針における基本方針ただし書きに基づき、統廃合によらず、踏切拡幅を実施できないか、引き続き協議に努めたいと考えております。

次に、3点目の令和6年度当初予算にJR近永駅改築等関係予算を計上する予定かとの御質問であります。1点目の御質問で答弁いたしましたとおり、今年度中をめどに、活用財源の検討結果も含め、方向性について、議員の皆様にご意見をお聞きしたいと考えております。

令和6年度当初予算での予算計上は予定をしてはおりませんが、議員の皆様や、近永駅周辺賑わい創出プロジェクトを通じて、住民の方々や関係者の方々の御意見も頂戴し、それらの意見も踏まえた上で、令和6年度中に関連予算を計上したいという考えを持っております。御理解をいただきますようお願いいたしまして、御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2の（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

改修に係る概要、方向性は、現在のところまだ定まってないということでの理解でいいのか。

それと、意見を聞いていたというか、議員の意見を今年度中ですよ。ということは、来年の3月までの間ということなのか再度確認いたします。

それで、否決から4年、5年、もうかなりの時間がたっているわけですが、概要の中には、先ほどコンパクトにという町民の意見の方もあったわけなんですけど、この計画、第二次計画、さっき長期総合計画の話をしたんですが、駅舎及び待合室のトイレ改修支援ということで、計画に入っております、目標が平成29年度整備実施というのが目標でした。

それで、最初トイレについてだけでも改修ということで予算化もされ、実施に入ったときに、建物自体にも耐震性の問題がある等でできなくて、建物を建て替えるというふうな方向性になったかと思えます。そういうことも含めて、もう10年近くになるわけなので、いろいろ否決に問題が、否決のこともあったわけなんですけど、話が別の方向に飛んでおりますが、概要としてコンパクトにという意見もある中で、もう3月まで時間がないわけなんですけど、賑わいを創出する拠点としての否決された部分にあった交流スペースとか、広場等も考えられるのか。そして、意見を聞く場合に、ある程度の素案みたいなものを出されるのかどうか、その辺についても再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の現在定まっていないという理解でいいのかというような御質問でしたが、現在定まっている部分はございません。

次、2点目の今年度中に意見を聞くというような答弁だったのか、間違いはないのかというような再度確認の御質問だったかと思うんですが、先ほど答弁ありましたと

おり、今年度中早い時期に議員皆様のほうに御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

3点目の概要として交流拠点施設、前回の案として拠点施設という部分を含めた中で検討していた部分があるんですが、今後もそういった部分を含めていくのかというような御質問であったかと思いますが、先ほど答弁でもありましたとおり、活用できる財源等の確認等をさせていただく中で、そういったものを含めることによって有利なものがあるのかもしれないですし、ないのかもしれない。その部分は国からリリースされる事業メニュー等を見極める中で、方向性を決めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○4番（中山定則君）

今の課長の答弁を聞きますと、逆に言えば、財源の問題等もあるんですが、防災に関わる防災指定に係る改築に変更するということもあり得るのかどうか再度確認いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁を出します。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほどお答えしましたとおり、現在、方向性が定まっている部分がございますので、今ほどおっしゃられた目的等も含まれるのかもしれないですし、そこら辺は、今後、リリースされる内容等も確認しながら、また検討させていただきたいと思っておりますし、ある程度の素案ができましたら、すみません、先ほど回答が漏れてましたが、素案がある程度御用意した中で、議員皆様に御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

6年度当初予算には計上しないが、6年度中に予算を計上するということだという

答弁だったんですが、先ほど財源の問題、合併特例債でできなかったのということなんです、財源が確保できなければ、6年度中の予算計上もできなくなるのか、その辺、概要も方向性も定まらないと予算計上にもならないわけなんです、その辺も含めて、再度予算計上するに当たっては、全てが整った段階でされるのか、その辺再度、質問させていただきます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、今、私が質問2の（2）について尋ねたんですが、今は（3）の解釈でよろしいですか。

2は、いいですか。

○4番（中山定則君）

2は結構です。

○議長（程内 覺君）

はい、そうしたら1、2は了承ということでよろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい、すみません。

○議長（程内 覺君）

そうしたら、（3）について答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

（3）のときに答弁をいたしましたけども、令和5年度中に関連予算を計上したいと申しあげました。どの部分を計上するかは、私も分かりません。

結果として、どこまで計上できるのか。議員さんは、財源がなかったら計上しないのかというふうな御質問やったんですけども、それは当然でありまして、1億、2億の分を一般財源ということは、私も当然考えておりません。逆に、財源ができるように努力するというので答弁を申し上げたつもりでございます。

それと、全体の合意というものが、どうなのかというのは、私もそこは分からないところでありまして、設計については認めていただけて、設計をした途端に、工事費で否決されたわけですから、どこで合意というものが、正直私も分からないんですよ。この問題について、言うたら、工事をしたいということで設計を上げとったものを否決されたわけですから、やはりしっかりと今回は否決というものをですね、しっかり受け止めないかんという自分で自負をしておりますので、普通は、町民の方々の意見を聞くということが一番なんですけども、議員さん方にも話をして、何で否決されたんかなということも考えると、意見を聞かなければならないというのは、当然のこと

でありまして、それをしたいということを申し上げたわけでありまして。

その中で、全体の合意というのは、私は設計の段階で合意していただいたとるから、スタートしたんですけども、否決されたわけですから、もうそれを全体合意という考え方も、ちょっと私も今は自分の中で整理がついてないのが実際のところでありまして。

以上です。

○4番（中山定則君）

6年度当初予算には計上しない。さっきのを繰り返すのですが、そして関連予算は6年度中に計上、財源のめどが立てば計上するというところで再度確認いたします。

否決というか、その辺も話されましたが、町営住宅の建設等であれば、ある程度、イメージがわくわけなんですけど、駅の設計となると、いろいろな設計があるという中で、新たに設計監理費、設計費用を計上される場合は、素案で説明されると言われましたが、素案から素案の合意が得られれば、ある程度の設計まで示した上での設計費の計上をされたかどうかということで、されたらどうかと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁要りますか。

○4番（中山定則君）

もう予算の関係で確認できたら。

○町長（兵頭誠亀君）

近永駅について、否決された後に、町なかエリアの賑わい創出のプランとしては、私としてはどうしてもやっていきたいということで、予土線、北宇和高校も含めたまちづくりというものを進めていきたいということで、起債をそちらのほうに回したということでありまして、この部分は少し手間取っておりますけども、これもぜひともやりたいということで、町民の方々、議会のほうで、いいんじゃないのというお話があれば、ぜひとも早く予算計上したいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で、中山定則議員の質問を終わります。

次に、8番、芝照雄議員の一般質問を一問一答方式で行います。

芝議員は、質問席へ移動してください。

芝議員、質問1についての質問を行ってください。

○8番（芝 照雄君）

8番、芝照雄です。

通告のとおり、大きく2つの質問をしたいと思います。

まず、はじめに、質問1、老人・若年者の福祉について。

ここ近年、急速に進む少子高齢化における人口減少問題等が自治体を取り巻くいろいろな問題が山積しておりますが、特に高齢者・若年者の福祉について、以下について鬼北町の考えを伺います。

(1) 当町の後期高齢者の人数と人口割合、今後の後期高齢者の人口推移。そのうち、独居者の人数と、その独居者に対しての主な福祉支援策を伺います。

(2) 当町における就学者から18歳までの児童生徒数、そのうち母子・父子家庭の割合。児童生徒に対して当町としての主な就学者に対しての支援策はどのようなものがあるかをお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第1番目の老人・若年者の福祉についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の当町の後期高齢者の人数と人口割合、今後の後期高齢者の人口推移の御質問ですが、まずは現在の状況として、令和5年10月末の人口と後期高齢者の割合について御説明をさせていただきます。

人口合計が9,322人、75歳以上である後期高齢者人口が2,450人でありまして、後期高齢者の割合は約26.3%となっております。なお、令和5年10月末現在の65歳以上の高齢化率につきましては、約46.2%となっております。

御質問の今後の後期高齢者の人口の推移についてですが、令和3年3月に鬼北町の人口の現状を分析し、人口の将来推計を示す第8期介護保険事業計画を策定しておりますので、そちらから引用して説明いたします。

2025年（令和7年）の推計人口は、8,812人、そのうち75歳以上の人口は2,589人で、後期高齢者の割合は約29.4%、また2040年（令和22年）の人口推計では、5,776人、そのうち75歳以上の人口は2,114人で、後期高齢者の割合は約36.6%となる見込みであります。

後期高齢者の人口は、2025年（令和7年）までは増加しますが、それ以降は減

少する一方で、全体の人口減少に伴い、後期高齢者の割合は上がる傾向となっております。

次に、そのうち独居者の人数と主な福祉支援を伺うとの御質問ですが、現在、後期高齢者の独居者は、576人ではありますが、世帯台帳から拾った独居世帯数であり、実際には同敷地内に家族はいるが、世帯分離している人の数も含まれておりますので、現在、地域包括支援センター職員が、世帯台帳を基に、独居高齢者の家庭訪問を行い、実態把握をしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、主な福祉支援につきましては、地域支援事業実施要綱等に基づき、高齢者及びその家族等に対し、生活支援サービス、または家族介護支援サービスを提供することにより、高齢者等が住み慣れた地域社会の中で、引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者等の保健福祉の向上に努めるため、様々な事業を実施しております。

生活支援事業として、在宅の自立高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援をする生活管理指導員派遣事業、独居高齢者世帯等で調理の困難な人の自立支援と、配食ボランティアによる高齢者の安否確認と見守りを行う配食サービス事業、独居高齢者等の居宅に通報装置を設置し、緊急時等の連絡体制の整備を行う緊急通報体制整備事業、救急等の緊急時に迅速な救急救命活動が行えるよう、治療中の病気、かかりつけの医療機関、緊急の連絡先等の必要な情報を容器に入れて冷蔵庫などの特定の場所に保管しておく救急医療情報キット事業等を実施しております。

また、常日頃から、高齢者の皆さん自らが心と体の機能の維持・向上を図ることを目的とした介護予防事業として、閉じこもりがちな在宅高齢者に生きがいづくりや、健康づくりを通して、社会参加を促し、社会的孤独感の解消や日常生活の質の向上、健康維持を図る生きがい活動支援通所事業を開催しております。

家族介護支援としては、在宅の寝たきりと重度の認知症高齢者を抱える介護者に対し、介護用品支給事業や介護手当の支給、介護者相互の交流活動を実施し、介護支援についての情報交換等を進めております。

そのほか、今年度から「げんき幸齢者」、げんき幸齢者の「こう」という字は幸いという字であります。げんき幸齢者応援事業も創設し、事業展開しております。

次に、2点目の当町における、就学者から18歳までの児童生徒数、そのうち母子・父子家庭の割合と児童生徒に対する町としての主な就学者支援についての御質問ですが、令和5年10月末現在の0歳から18歳までの人口は、1,069人ですが、そのうち小学生が344人、中学生が191人、高校生が222人で、小学

校から高校までの就学者数は757人となっております。

そのうち母子・父子家庭、いわゆるひとり親家庭は、小学生が54人、15.7%。中学生が38人、19.9%。高校生が45人、20.27%。町全体では137人、18.1%となっております。

児童生徒に対しての主な就学者支援といたしましては、鬼北町子ども医療費として、県内で先行して、高校生までの子どもの医療費の自己負担分を助成し、疾病の早期発見と治療の促進や、子どもの保健の向上と福祉の増進を図っているところであります。

また、小学校、中学校入学時における子育て世帯の負担軽減を図り、次世代を担う若者を支援し、活力あるまちづくりに資するため、すくすく鬼北っ子応援給付金として、小・中学校の新生児に対し、今年度から1人10万円の給付を実施しております。

また、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者及び障がいを持つ特別に支援の必要な児童生徒の保護者に対しては、学用品や修学旅行費、給食費の援助を行っております。

通学費の補助といたしましては、バスで学校に通う小学生には、通学定期券購入費用の全額を補助するほか、中学校から2キロメートル以上の自転車通学者には、自転車購入費3万円とヘルメット購入費2,000円を補助しております。また、高校生については、鬼北町高等学校遠距離通学費補助金を創設し、年額で、愛治地区1万5,000円、三島地区3万円、日吉地区4万5,000円を生徒保護者等に対して補助しております。

さらに、小・中学校の給食費につきましては、特別栽培米購入事業補助金50万円、食育推進事業補助金100万円、給食費負担軽減事業補助金240万円、合計390万円を学校給食運営委員会に補助し、保護者負担の軽減を図っております。

そのほかの就学者支援といたしましては、中学校卒業までの児童を養育している世帯に支払われる児童手当や、ひとり親家庭に対し生活の安定や自立を促すために支給される児童扶養手当のほか、鬼北町ひとり親家庭医療費として、ひとり親家庭で保護者が監護し生計を維持している場合は、20歳までの医療費の自己負担分を助成し、大学等に就学している子どもについては、大学等の卒業まで助成するなど、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図っているところであります。

以上で、芝照雄議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

芝議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

丁寧な答弁、ありがとうございました。

大体は把握しとったんですけど、こんなにいろいろ支援をしていただいて、多分町民も感謝をしておられると思いますが、その中で何点か再質問させていただきたいと思えます。

後期高齢者には限らないかもしれないんですけど、体の不自由なお年寄りの方が、車椅子等に乗られている方からのちょっと問合せがあったので、そのことについて触れさせていただきたいと思えますが、介護タクシーについてなんですけど、今広見タクシーのほうが介護タクシー事業をされておられると思えますが、なかなか呼んでもすぐに来ていただけない。広見タクシーに、事業者から言わすと、人員が足りないのでそこまで手が回らないという返答が返ってきたらしいんですけど、そこで、行政として介護タクシーの運用はできないものかお伺いをしたいと思えます。

それと、この若年者に対しても、いろいろ子育てについては、町長が最初から言われていますとおり、次世代を担う子どもたちには、できる限りのことはしてあげるといふ町長の姿勢、大変感銘を受けておりますが、その中でも、特に母子・父子家庭に対しては手厚い手当を行っていただいておりますことをお礼を申し上げたいと思えますが、1点だけお伺いをしたいと思えます。

母子・父子家庭の方が、まず高校を卒業される。二十歳までやったですかね。さっき医療のほうの保障はされとるといふことなんですけど、高校を卒業して、例えば大学、専門学校に行かれるときに、やはりその時点が一番お金がかかるんですよというお声を聞いております。何とかその辺、次の進学校に行かれたときの時点だけでもいいので、何とか支援できるような方法はないのかをお伺いしたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

1点目の介護タクシーの分については、担当課長のほうから答弁させます。

2つ目の部分なんですけども、もちろん私も議員さんと同じ思いではおりますけども、そもそも高校から大学に行く専門学校に行くときのお金がかかるという課題については、私は1つの町でどうこうできる問題ではないんじゃないかな。それも金額が桁が違うじゃないですか。そこら辺りを考えると、やっぱりこれは国の施策として考えていただけたら本当にありがたいなというのが本音であります。

これを父子家庭・母子家庭の部分についてに限定をしてということはどうかなという御質問だと思うんですけども、しっかりとした、今設計というものができてないんですけども、ただ、普通の御家庭の何というかな、年間収入とかそこら辺り、鬼北町の現状としてどれほどの差額があるのかということをやはりまずはチェックをせない

かんなど。そこらの順番というのも必要なんじゃないかな。何とかしたいという思いは一緒なんですけども、今すぐに分かりましたということは、この場では差し控えさせていただきたいと思います。少し検討させていただきたいと思います。

じゃ、残り介護タクシーについて保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの介護タクシーについて御説明を申し上げます。

芝議員は御存じかと思うんですけど、地域支援事業の中で、日吉地区限定で外出支援事業というのを実施しておりましたが、車につきましては、車椅子で乗れるようなリフト式のものを採用しておりましたが、車の老朽化によりまして、昨年度もう社協のほうでも廃車というような運びとなっております。

そうしたことを受けまして、今後どうあるべきかということを課内のほうで検討いたしました。それで、今年の5月頃に、町内の居宅介護支援事業者のケアマネさんのほうにアンケートを行いまして、現在担当しておられる利用者さんで訪問診療を利用されている方はどのくらいおられますかということをもまず1点目としてお聞きいたしました。

その答えが、31名の利用者がいるということで、医療機関につきましても、診療所とか、北宇和病院、篠原、大野内科、富山、友松外科胃腸科とか、宇和島のほうの病院もあるということでした。

その中で、受診の際に、福祉車両、介護タクシーを定期的にご利用されている方は、また利用している事業所につきましてどのくらいあるのかということも併せてお尋ねしたところ、人数にして6名の利用者がおられるということでした。

そうすることで、外出支援の車を新たに購入いたしまして、町内全域をカバーするには、ちょっと人数的に費用対効果からいたしましても、ちょっと人数が少ないかなど。

今後、高齢者の進展によりまして、利用される方もますます増えてくる可能性はあるんですけど、そのときは、またそのときで考えることとして、現在の考え方としては、今年の12月1日から町内のタクシー事業者のほうにタクシーの券というか、カードを購入いたしまして、町内に限られるんですけど、2,000円が上限で、一部負担はかまんというようなこともありましたので、そういった観点からいたしましても、介護保険サービスとしても、介護タクシーの一部利用者に対しての補助金ですかね。鬼北町内で言いますと、さくらしか、1社しかないということで、ほとんどの人が宇和島のほうからタクシーを呼んで利用しているということで、そうすることに

よって、ここから宇和島から鬼北町に来られる間で回送料というのが2,000円程度発生するというお話をお聞きしております。

そういったことも含めて、利用者の方にとっては、そういったことも大きな負担になっているということでございますので、その辺りも含めまして、町の施策に併せまして、そういった施策の1つとして介護タクシーの利用料の一部負担の補助制度等について現在検討をしておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（芝 照雄君）

介護タクシーについては、検討をされて何らかの方法で検討されとるということなんですけど、できるだけ早い段階で、実際お困りになっておられる方がおられるので、できるだけ要望に応えられるようにしていただくのが行政の責任かなと思っていますので、その対応を取り急いでやっていただきたいなと思います。

それと、それに伴って配食サービスも、老人、独居老人の方のところへされておられると思いますけど、その配食サービスについてちょっとお伺いをしたいと思います。

聞いたところによりますと、配食サービス、10月から3月の限定で月1回行われると聞いておりますが、なぜ半年間だけなのか、見守りも兼ねて配食をされていると解釈はしております。見守りも兼ねておられるんやったら、毎月配食サービスをされるのが本当じゃないのかなと私は思いますが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁いたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ちょっと私のほうも今年度の状態について、ちょっといまいち把握していないんですけど、4年度の実績で言いますと、週2回実施をしているということなので、10月から限定で1回というのは、ちょっと私も初耳というか。なので、ちょっとその辺りは確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

そうしたら、その辺は、その点は社会福祉協議会のほうに確認を取っていただいたら、多分当事者からの情報なんで間違いはないと思われます。

あと、高校を出てからの件なんですけど、今現在高校生が222人と言われましたかね。鬼北町、多分これからそんなに増えることはないかなと思われますけど、22

2人、その母子家庭だと45人だったですかね。町長言われるとおりに、母子家庭にだけ支援をするというのは、不公平になるかなと考えておりますが、222人なんで、そのときの就学のお祝いじゃないですけど、そういう意味合いも含めて、具体的に10万円なら10万円を給付するような考えはないでしょうか、再度お伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。私の言い方がまずかったです。母子家庭・父子家庭のところだけということではなしにですね。一般の家庭でも、高校から大学に行く、専門学校に行くときの負担というのは、どこも一緒ですというお話をしたのでありますので、御理解いただきたいと思います。

詳細の部分につきましては、保健介護課長のほうで答弁をいたします。

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

18歳を迎えて、その後、大学、専門学校等に巣立ちをする応援ということで、福島県の南相馬市のほうで、そういったお祝い金をやっているという案件は、私のほうも確認しております。

ただ、ちょっとここ以外に全国的にもそういった事例が今のところちょっと確認できませんでした。実際にこういう例もあるということは把握はしておりますので、今後、国の関連施策、それから近隣市町の動向なども注視しながら、こういったことについては協議を重ねていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

そしたら、町長も以前から言われておりますとおりに、障がい者に優しいまち、住民に優しいまちを目指して町長も頑張っておられると思います。その中で、やはりサービスについて行き届いた、行き届き過ぎというのは多分ないと思いますが、財政とも相談しながらにはなりますけど、ぜひ、せっかく今少子化で少ない子どもたちに対して、鬼北町ではこういうことをやっていただいとるという自負をして、また、その子らがそういう頭があれば、就職するなり、また鬼北町へ帰って、鬼北町の応援をしようかなという気になるような施策を目指してほしいなと考えておりますが、最後に町長の答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

そのような形になれば一番いいと思います。ただ、1つだけは、芝議員が言われた福祉というか、公共サービスをやる、やり過ぎるということはないということなんですけども、ちょっとそこはですね。例えば、次の質問と同じなんですけども、防災・減災の部分について、御承知のとおり、行政が全部賄いますよというふうな時代からは変わってきて、一般の方々に助けてくれということで、避難所訓練もほとんど7割方は一般の方に出ていただいて自分らで運営する。公共サービスとして税金を使う部分として、ここはどうしても住民の方の力を貸してもらわなきゃならないというようなところと、行政がやる部分、後で出てきますけども、ハード部分としてしっかりとお支えするという部分は、区別せないかんというふうに思っています。

それと、福祉サービスについては、法律でこの部分はそうしましょうということを決められた部分と、あとは、各全国の市町村によって、福祉施策としてやる部分について食い違いが出ると。ですから、ほかの町がやるとるから、うちもせないかんということはないんですけども、ただ、鬼北町にはこういうふうな施策が一番適当なんじゃないかなというところ、また、芝議員言われていますように、財政の状況も考えながらというところがありますけども、できるだけ私が思うのは、何というかな、住んでいらっしゃる方が不公平を感じないような町にせないかんというのが根底にありますので、行き過ぎた部分というような言い方は語弊がありますけども、公共サービスとして、福祉サービスとして、できる限りのことをせないかんというところは、議員さんと同じですので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、芝議員、質問2の質問を行ってください。

○8番（芝 照雄君）

質問2、防災・減災対策についてお伺いをしたいと思います。

以前から予測されて、もう30年のうちにはというのが、もう数年前やったと思われませんが、東南海地震についてなんですけど、いつ起こるか分からないのが自然災害の恐ろしいところだと思っております。

防災・減災対策について、次のことについて当町の考えをお伺いをしたいと思えます。

まず、(1) 各公民館・自主防災組織における備蓄品は足りているのかをお伺います。

(2) 自主防災組織の活動状況についてどのような活動をしているのか、把握をされておられるのかお伺いをいたします。

(3) としまして、減災対策として、主にインフラ面に対して町としての対応をお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第2番目の防災減災対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の各公民館・自主防災組織における備蓄品は足りているのか伺うとの御質問であります。

各公民館における令和5年11月末現在の備蓄品は、それぞれの公民館に、御飯60食、菓子パン48食、ビスケット120食、水60リットル、10人であれば食料7日分、水2日分相当を備蓄するとともに、毛布・段ボールベッド・間仕切り等につきましても、10人分程度を備蓄しております。なお、それぞれの公民館において、食料・水・備蓄品が不足する場合は、防災センターから運搬し対応することといたしております。

また、町内には、56の自主防災組織が存在しておりますが、それぞれの自主防災組織の備蓄品については、詳細は把握しておりませんが、各地区の自主防災組織の結成時に、町から、消火器、救急箱、工具セット、ヘルメット、担架、ハンドメガホン、赤色誘導棒等を配布しております。また、平成30年度からは、各組織にリヤカー、ソーラー蓄電ラジオ、非接触体温計、非常食（クラッカー24缶）、トイレベンリー袋、トイレ流水音発生器、プラダントイレ等を配布するとともに、年額1万5,000円以内で毎年活動費の補助を行い、各自主防災組織で必要な物品等の購入などに活用していただいております。

しかしながら、町といたしましては、まだ十分な備蓄内容とは言えない状況であると認識しておりますので、今後も計画的に必要な備蓄食糧、備蓄資材を整備してまいりたいと考えております。その一方で、各自主防災組織や町民の皆様にも、平時のうちから、食料や生活必需品等の確保に取り組んでいただく必要があると考えておりますので、今後におきましても、地域や家庭での備蓄の必要性を、認識していただける

ように、広報・啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の自主防災組織の活動状況についてどのような活動をしているのかを伺うとの御質問であります。自主防災組織は、平常時には、防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などを行い、災害が発生した場合には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被害者の救出や避難誘導、避難所の運営などが主な役割となっており、それぞれの自主防災組織によって、活動内容・取組状況に違いはありますが、避難訓練、消火活動、救急救命訓練、炊き出し訓練や、そのほか各種活動を行っていただいております。

鬼北町自主防災組織等連絡協議会の活動といたしましては、本年度は、町と連携して、7月と12月に愛治地区と好藤地区でそれぞれ防災訓練を実施するとともに、鬼北町防災士連絡協議会との共催で、11月にHUG訓練（避難所運営ゲーム方式訓練）を実施したところであります。また、そのほかにも、昨年度に引き続き、各種研修会への参加や、視察研修なども実施、または計画いたしております。町としましても、今後も、自主防災組織との連携を強化し、地域に密着した防災対策の推進や防災体制の確立を図ることにより、安心して生活のできる地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の減災対策として、主にインフラ面に対して町としての対応を伺うとの御質問であります。鬼北町では、これまでハード面での対策といたしましては、地すべり・がけ崩れなど土砂災害から人命や財産を守るためのがけ崩れ防災対策事業、農業水利施設であるため池施設の調査や改修・廃止工事、庁舎や学校施設など公共施設における耐震調査・改修工事、また自家発電設備の設置、指定避難所を中心とした自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池設備の導入計画、フリーWi-Fi設備整備、情報通信基盤整備事業によるIP告知端末整備や屋外防災行政無線の整備などに取り組んでまいりました。

また、危険空き家除去、木造住宅耐震診断・耐震改修、危険ブロック塀等の安全対策、民間建築物アスベスト含有調査、住宅用太陽光発電システム設置、蓄電池システム設置、燃料電池システム設置、ゼロエネルギーハウス設置などの事業費に対する補助も行っております。

災害の発生を完全に防ぐことは困難であることから、町といたしましては、効果的な防災・減災対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚と努力を促すことによって、その被害を最小化する減災の考え方が、防災の基本であると考えております。たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、経済的被害が少なくなる

よう、また、被害の迅速な回復を図れるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめることが必要であると認識いたしております。

今後も、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、芝照雄議員の第2番目の質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

芝議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

それでは、（1）について再質問させていただきたいと思います。

各公民館で各自主防災組織におかれて備蓄されておる品物については、大体、足りてないのが現状かと思われませんが、今のところ、そこそこ不足しているのがないかなという感じ、私から見れば、公民館に関しましては、まだまだもっと避難所なんで、もっと設備をそろえる必要があるかなとは感じております。

その中で、自主防災組織、各自主防災組織のことなんですけど、毎年町から補助をさせていただいて、1万5,000円で備品を各組織へそろえていただいておりますが、これが1万5,000円使い切りなんですよね。1万5,000円で今、防災関係のグッズというか、品物をそろえようと思えば、もう少量しか買えないのが実情だと思います。

なので、できたらもう少しこれ、各自主防災に対して、助成をもう少し金額を上げていただけるような方策を取っていただくことはできないのかをお伺いしたいと思います。

それと、各公民館について、先ほど町長もいろいろ申されましたけど、避難所になっておりますので、太陽光といいますか、電源が喪失した場合の対応策は考えておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

芝危機管理課長と森環境保全課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの芝議員の再質問の1番目の補助金について、金額についてですが、これについては、私も1万5,000円では、なかなかきつんじゃないかなというのは、現状を認識しております。それに、こういった備蓄品に限らず、周りの物品等の金額も、昔と比べたら大分値上がりしている状況があるということで、先日も課内会にお

いて、この見直しをするよう担当のほうに指示を上げております。それに基づきまして、当初予算で理事者のほうに上げたいというふうに考えております。

以上です。

○環境保全課長（森 明君）

公民館の電気の安定供給ということでございますが、現在公民館につきまして、今年度から計画的に屋根置き自家消費型ということで、太陽光パネル設置と併せて蓄電池導入を計画しております。

これにつきましては、環境省の重点対策加速化事業ということで、今年度から5年間、令和10年度までということで計画でさせていただいているということにつきましては、3つの公民館を計画して、順次導入につきまして計画的に実施をしていきたいということで考えております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

了解。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは質問2、（3）について質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

それでは、（3）について再質問をさせていただきます。

インフラ整備というと、なかなか幅広い言い回しなんですけど、その中で、インフラと言えば、それがないと生活が成り立たないものという解釈が立つと思うんですけど、その中でも、携帯電話についてなんですけど、災害等があった場合に、連絡が災害時はなかなか取れないかもしれませんが、連絡方法とすれば、もう携帯電話、今の時代、主になるかと思われま。

そこで、鬼北町内で携帯電話の不通話の地域について調査をされておるのかお伺いしたいと思います。この点は、同じく当初予算だったと思いますけど、松浦議員のほうから、多分質問があったかと思っております。そのときに、検討しますという返答やったと私も記憶しておりますので、その後、その調査に対して調査をしておるの

か、その結果を教えてくださいたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

芝危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいま質問のありました携帯電話のエリアの調査ですが、現在担当のほうに指示をしまして、町内4大キャリアの通話状況、通話というか、受信状況を調査しております。

一部やっぱり山の中で、木の陰とか、建物の陰で、一部通信が途絶えるところもありますが、それを抜けられたとして、完全に通話が不可能でしたのが、安森地区、それから節安地区の2か所でした。それ以外については、何とか受信ができる状況にはありますけれど、4大キャリア全部が通じるところというのは、ちょっと箇所を全部は把握しておりません。

それから、そういった導入の調査、それから検討ですけれど、毎年、県を通じて総通局、通信局のほうに要望を出しております。今回も安森と節安については要望を出しております。なかなかキャリアも、それぞれの電話会社のキャリアも営業の収益を言われるので、なかなか前向きな回答をいただけないんですが、先日、別件でそういった携帯電話に関するWeb会議があったんですが、その際に、担当がキャリアへの要望をもう少し具体的にしたいという旨の話をしたところ、一つのキャリアが検討をしてみるということで回答いただいておりますので、今後、具体的に話を持っていくようにしております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

今の携帯電話のエリアのことなんですけど、消防団が使われとる無線、最近やり替えられたと思うんですけど、これ聞きますところ、携帯電話の回線を使用しとるといふのを聞いておりますが、それは間違いないでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

芝危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの質問にありました、通信に関する基地局については、後ほど確認した上で、また御回答とさせていただきます。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

後刻で構いませんので、報告していただきたいと思いますが、聞いたところによると、携帯の電波を使用しての無線にやり変えておられると思います。

そこで、消防団が一番やっぱり連絡を取れるのは無線だと思われるんですけど、その無線が入らない地域に行った場合に、連絡の取り合いができない。特に最近、清水のほうでもおられましたが、老人の方が行方不明になられて捜索に当たる場合でも、エリア外に行けば、消防団の方が通信の手段がないというのは、いかななものかなと私も思っておりますので、特に山の頂上のほうまで入るようにしてほしいとか、そういうことは言ってないんですが、せめて幹線道路沿いについては、しっかり入るような対策を講じていただきたい。

具体的に言いますと、桜ヶ峠、トンネルから近永寄り、ここ、ほぼ不通話状態になります。国道沿いなので、そこら辺は行政として何とかしてほしいというのが、私の希望であります。

なので、特に消防の無線についても重要な点だと考えておりますので、できるだけ早い段階で不通話エリアを把握されて、その解消に向けての対策を今後取っていただきたいと考えておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

芝課長が申しあげましたとおり、全国のもので残っておるところといたしますか、不通話地域の部分については、採算ベースに合わないということで、これがですね、国の補助事業ですね。例えば1キャリアが入った場合に、その幹線にある場合には、約1,000万、そのうちの半分が国庫、残りの4分の1が県、4分の1は事業者が負担するというのが、普通の国庫補助の仕組みらしいんですけども、そこを渋るといえるか、やっていただけない。そこを町が負担するのでやってほしいということを今回お願いをして、1事業者について1地区検討していますというお話があったので、それについて、また3月頃には御報告できるんじゃないかなというふうに思っております。

山の上までということはありませんけれども、消防の捜索については、山の中もありますので、全てということになりますと、数億円、数十億になってしまいますので、それは言わんよということやと思うんですけども、桜ヶ峠については、国道でもありますので、なるべく早く、そのような形になりますように、随時やっていきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、よろしいですか。

○8番（芝 照雄君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

これで芝照雄議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を2時45分とします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時45分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます

町長から、先ほどの芝議員の質問に対する答弁の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

芝危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

先ほどの一般質問の中でありました、I P無線機の対応について、この場を借りましてお答えさせていただきます。

議員さんからありましたように、回線はドコモ回線を利用しております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

はい、了解です。

○議長（程内 覺君）

次に、日程第6、議案第74号、鬼北町奈良山等妙寺史跡公園設置条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第74号、鬼北町奈良山等妙寺史跡公園設置条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町奈良山等妙寺史跡公園及びガイダンス施設を設置するため、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは、鬼北町奈良山等妙寺史跡公園設置条例についてを御説明いたしますので、議案書2ページをお開きください。

この条例は、国指定史跡等妙寺旧境内を保存、活用し、文化財保護の普及及び啓発を図るとともに、地域の歴史文化の継承に資するため、奈良山等妙寺史跡公園設置条例を制定するものであります。

第1条では、史跡公園の設置に関し定め、第2条では、史跡公園及び交流館の名称及び位置について規定しているものであります。第3条では、史跡公園及び交流館の管理及び運営を、第4条では、史跡公園及び交流館の入場料等を定めております。第5条では、交流館の開館時間を、第6条では、交流館の休館日を定めております。第7条では、史跡公園及び交流館の遵守事項を、第8条では、観覧の停止等を、第9条では、施設等を毀損等した場合の原状回復義務等を定めております。第10条では、運営委員会の設置を定め、第11条では、委任について規定をし、この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定めるとしております。

次に、附則について御説明をいたします。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で鬼北町条例第25号、鬼北町奈良山等妙寺史跡公園設置条例についての御説明といたします。

なお、等妙寺史跡公園の事業計画図及び奈良山等妙寺史跡交流館の館内の写真については、資料を配付しておりますので御参照ください。

御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（福原良夫君）

条例の第4条、入館料は無料となっておりますけども、確かに無料でいいのはいいんでしょうけど、採算が取れないんじゃないかと思いますが、どう考えておりますか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

このガイダンス施設につきましては、史跡の歴史文化について、観覧者にお伝えする場所でありまして、交流館ということで、町民をはじめとするたくさんの方に来ていただいて、気軽に等妙寺の旧境内について学習・研修していただく施設としておりますので、無料としております。

なお、入館料を取るとしてもですね。どうしても金額をたくさん取るわけにもいかないので、管理運営に関しては、たくさんのかかりますので、とんとんにするということは不可能でありまして、趣旨が等妙寺施設の文化施設の継承ということになりますので、無料とさせていただきます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

福原議員、了承ですか。

○9番（福原良夫君）

はい、了解しました。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

何点かあるんですが、第5条、見出しで開館時間なんですが、史跡公園の観覧時間等がないんですが、その点が1点。

第7条の遵守事項で、3号、6号、7号と教育長になっているんですが、ここ教育委員会あるいは町長じゃないか。

それと、第10条の2項、運営委員会は史跡公園及び交流館の運営に関する事項を協議決定し、運営について審議するとなっておりますが、第3条で、運営及び管理については、鬼北町教育委員会で行う。それで運営委員会は、第2項の終わり、運営について審議するであって、協議決定しということは、ちょっと引かかるといいますか、ここ、どうなのかなということです。

それと、委任についてなんですが、第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。教育委員会規則で定めるとか、鬼北町教育委員会が定めるじゃ

ないか。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

ちょっと多かったんで、ちょっと整理しながらお答えをいたしますが、まず観覧時間につきましては、開館時間、ガイダンス施設については、開館・閉館というのがありますので、その時間内に見ていただくということになります。

なお、史跡全体ということになると、外部が公園になっておりますので、それについては侵入できないような形には取れませんので、あくまでもガイダンス施設の観覧時間ということに考えております。

それと、第7条の2項から4項までですかね。管理運営に関しましては、教育長が教育委員会の長でありますので、全てほかの条例もそうではありますが、教育長が管理するということでさせていただいて、財産に毀損等々がありました場合については、それについては、町長が原状回復命令をするという形にして、ほかの条例もしていたと思いますので、それに倣ってやっております。

それと、第10条、運営委員会については、規則等々で細かいことについては定めるようにしておりますが、各種の団体長さんとか、地元の方とか、いろいろな方、文化財保護委員さんとか、いろんな方、あとサポーターの会というのも組織しておりますので、そういう方々の御意見を聞いて、その意見を集約した上で教育委員会にかけると、協議させていただくという形を取りたいと思いますので、そのような形を取っております。

11条につきましても、同じような考えで、教育長が別に定めるという形にしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

最初の史跡公園の件については、理解できたんですが、教育長とあるところは、第8条にもありました。他の条例、他の市とか、条例を見ると、教育長が登場する教育委員会じゃないかなと思うんですが、その辺どうなのか。

それと、第10条の2項の件は、やはりちょっと運営委員会で協議決定し、運営に

ついて審議、ちょっとこの言い回し、説明があった大本というか、管理は教育委員会で行うわけなんです、運営委員会がそういう役割を担うというのは分かるんですが、ここもちょっと引っかかるんですが、再度のそこの言い回しはいいとして、教育長のところ、教育委員会じゃないかなと思いますので、ほかの条例も見たりすると、教育委員会、この条例の施行に関しての事項は、教育委員会規則で定めるというふうな言い回しになっていると思うし、教育長がここに登場するという事にならないと思うんですが、再度確認をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時57分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

教育委員会でなくて、どうして教育長にしたのかというのが、一番の大きな理由は、教育委員会で審議する時間が即座にできないと。すぐに対処していただくとか、そういう遵守事項を守っていない場合に、いろいろとこちらのほうで手続をするということになると、教育委員会を開くということになると、御連絡をして教育委員さんを集めて、そこで審議して決定するということになりますので、ほかの条例にもありますが、これは古い条例でうちのほうで改正はしてないんですけど、教育委員会で決定するという事になっておりますが、どうしてもこういう入館施設については、即座に対応しないといかん事案がありますので、教育長が判断するという事にさせていただいておりますが、各市町の考え方でいろいろとあると思いますが、こういう形で今回の条例は考えております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

大丈夫であればいいんですが、それだけです。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号、鬼北町奈良山等妙寺史跡公園設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第75号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第75号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和5年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第75号、鬼北町条例第26号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

今回の改正は、令和5年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、鬼北町議会議員について、期末手当を引き上げるものであります。

改正箇所につきましては、本日お配りしております新旧対照表で御説明をいたします。

1 ページをご覧ください。

令和5年12月の支給割合を改正するものになります。

6条の期末手当について、第2項中、傍線で示します現行「100分の165」を「100分の175」とするものであります。

裏面2ページに参りまして、第2条の改正は、令和6年度から6月と12月の支給割合を同率に改正するものであります。

第2項中、傍線で示す「100分の175」を「100分の170」とするものであります。

議案書5ページにお戻りください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第76号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第76号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和5年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第76号、鬼北町条例第27号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

今回の改正は、令和5年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、鬼北町特別職、町長、副町長、教育長について、期末手当を引き上げるものであります。

改正箇所につきましては、お配りしております新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

1条の改正は、令和5年12月の支給割合を改正するものであります。

第4条、期末手当、第2項中、傍線で示します「100分の165」を「100分の175」とするものであります。

2ページに参りまして、第2条、こちらは令和6年から6月と12月の支給割合を同率に改正するものとなりますが、第4条、期末手当の第2項中、「100分の175」を「100分の170」とするものであります。

議案書7ページにお戻りください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第77号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第77号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和5年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第77号、鬼北町条例第28号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例について御説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

今回の改正は、令和5年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、期末手当、勤勉手当及び給料月額等を引き上げるものであります。

改正箇所につきましては、別紙資料、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条の改正は、令和5年の改正になります。

まず、第18条の2、初任給調整手当についてであります。医療職に新たに採用された職員に係る当該手当の限度額について、現行の月額、傍線であります「41万4,800円」を「41万5,600円」とするものであります。

次に、第19条、期末手当につきまして、第2項、正規の職員について傍線で示す、現行「100分の120」を「100分の125」とし、第3項で定年前再任用短時間勤務職員については、現行「100分の67.5」を「100分の70」とするものであります。

それから、1ページの下から2ページにわたりますが、第19条の4、勤勉手当につきまして、第2項第1号、正規の職員につきましては、2ページになりますが「100分の100」を「100分の105」とし、同項第2項、定年前再任用短時間勤務職員については、現行「100分の47.5」を「100分の50」とするものであります。

3ページから20ページにつきましては、別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表（一）並びに別表第3、医療職給料表（二）の給料月額を改正するものであります。初任給をはじめ、若年層に重点を置いた改正となっております。

新旧対照表の21ページをお開きください。

第2条であります。こちらの改正は、今回の期末手当・勤勉手当の引上げ率を適用し、令和6年から6月と12月の支給月数を同率に改定するものであります。第19条、期末手当について、第2項、正規職員について、傍線で示します「100分の125」を「100分の122.5」とし、第3項としまして、定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の70」を「100分の68.75」とするものであります。

次に、第19条の4、勤勉手当についてですが、第2項第1号、正規職員については、傍線で示す「100分の105」を「100分の102.5」とし、同項第2号、再任用短時間勤務職員につきましては、「100分の50」を「100分の48.7

5」とするものであります。

議案書20ページにお戻りください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第78号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第78号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和5年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の

一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第78号、鬼北町条例第29号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

今回の改正は、令和5年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて、鬼北町職
員の給与に関する条例の一部を改正したため、当該条例を準用しております、鬼北町
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、所要の改正を行うもの
であります。

改正箇所につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条の改正は、附則第2項中の傍線「100分の120」を「100分の125」
に改正するもので、準用します正規職員の期末手当の支給割合について改正があるた
め、所要の改正をするものであります。

1ページから6ページの行政職給料表につきましても、同様に正職員の改正があつ
たため、こちらの表を改正するものであります。

新旧対照表7ページをご覧ください。

第2条の改正は、附則第2項中、「100分の125」を「100分の122.5」
に改正するもので、こちらも正規職員の期末手当の支給割合について改正があつたた
め、所要の改正を行うものであります。

議案書26ページにお戻りください。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日
から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第78号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第79号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第79号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が、令和5年7月20日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、原則として、令和6年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、鬼北町条例第30号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書28ページをお開きください。

今回の改正につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたこと等によるものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

1 から 2 ページをご覧ください。

第 2 3 条第 3 項は、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定したもので、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産する予定の被保険者、または出産した被保険者がいる場合、納税義務者に対して課税する所得割額及び被保険者均等割額から単体妊娠の場合は出産予定月、または出産月の前月から翌々月までの期間、多胎妊娠の場合は出産予定月、または出産月の 3 か月前から翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するもので、地方税法の規定の新設に併せて規定を整備するものであります。

3 ページをご覧ください。

第 2 4 条第 2 項は、国民健康保険税の減免について、申請期限を納期限までとする規定の整備であります。

第 2 4 条の 3 は、産前産後期間の減額を受けるための届け出に関する規定について、地方税法の規定の新設に併せて規定を整備するものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書 2 9 ページにお戻りください。

附則について御説明いたします。

附則第 1 項、施行期日、この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附則第 2 項、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち、令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの、及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち、令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの、及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で、鬼北町条例第 3 0 号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第80号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第80号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第31号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書31ページをお開きください。

この条例の一部改正は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正によるものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すよう改正をするものです。

1 ページをご覧ください。

第25条は、保育の内容について、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令第35条中の厚生労働大臣が定める指針は、内閣総理大臣が定める指針に改められたことによる規定の整備を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書31ページにお戻りください。

附則につきまして、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第31号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第81号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第81号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第32号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書33ページをお開きください。

この条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正によるものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すよう改正するものです。

1ページをご覧ください。

第15条第1項第2号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正で、認定こども園法第3条第11項が、同条第10項に繰り上がることを受けて、同条第11項の引用を改める改正です。

同項第4号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う規定の整備であります。

2ページをご覧ください。

第36条第3項は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準が、一部改正され、読み替え規定が追加されたことによる規定の整備であります。

3 ページをご覧ください。

第37条第1項は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、こども家庭庁への移管に伴い、内閣府令の扱いとなることから、同省令とすることを避ける趣旨による規定の整備であります。

第44条は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う規定の整備であります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書33ページにお戻りください。

附則につきまして、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第32号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第82号、鬼北町道路線の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第82号、鬼北町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

新規町道の編入に当たり、鬼北町道路線として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

認定する路線の明細につきましては、建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設課長（上田 司君）

それでは、議案第82号、鬼北町道路線の認定について御説明いたします。

お手元の資料、議案第82号資料を御参照いただきますようお願いいたします。

35ページをお開きください。

路線認定明細書により、説明させていただきます。

今回認定いたしたい路線は、1路線でございます。番号1番、大字国遠、路線名、国遠441号線であります。

今回、編入に当たり、鬼北町道の路線の認定基準により調査しました結果、要件を満たしておりますので、道路法第8条第2項の規定に基づき、路線認定の提案をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題になっております議案第82号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩します。

再開を3時40分まで休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時40分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます

日程第15、議案第83号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第83号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、国の補正予算に係る物価高騰対応重点支援給付金等を追加補正するものであります。また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源等を追加補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ2億2,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億2,580万円とするものであります。

地方債補正につきましては、緊急防災、防災事業、過疎対策事業等について、限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第83号、一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

予算書のほか、本日、補足資料A4縦1枚ものをお配りしておりますので、こちらも御参照ください。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書を11ページをご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告に伴う人件費の補正をいたしておりますので、人件費以外の主なものについて御説明をいたします。

11ページ、2款、1項、11目、生活交通路線対策費、17節、機械器具費138万9,000円は、キホカカードのチャージ機2台分の購入に係る経費となります。

2款、1項、12目、コミュニティ施設費、12節、設計委託料143万円は、旧清水保育所の改修に係る設計委託料であります。

2款、1項、13目、情報通信基盤整備事業費、14節、映像系光送出設備更新工事請負費402万3,000円は、UPS装置2台の増設とエアコンの仕様変更に係る経費であります。

2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、14節、北宇和高校教育寮仮寮改修工事請負費298万1,000円は、北宇和高校教育寮仮寮の改修に係る経費となります。

予算書を12ページをお開きください。

2款、1項、16目、諸費、18節、宇和島地区広域事務組合負担金7,211万6,000円は、現時点での決算見込みにより計上するものであります。

2款、1項、3目、戸籍住民基本台帳費、12節、電算システム改修委託料、1,397万円は、住民基本台帳、戸籍、戸籍附票に振り仮名をつけるためのシステム改修に係る経費で、100%国庫補助となります。

予算書13ページをご覧ください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、10節、消耗品から18節、物価高騰対応重点支援給付金1億3,300万円は、国の補正予算により住民税課税世帯に1世帯当たり7万円を支給するのに係る経費を計上いたしております。1,900世帯分を計上しております。

予算書15ページをお開きください。

3款、2項、2目、児童福祉施設費、14節、保育所施設整備工事請負費120万円は、認定こども園さくらの駐車場整備に係る経費を計上しております。17節、庁用器具費257万5,000円は、老朽化しております机・いす・ロッカー等の購入に係る経費を計上しております。

17ページをお開きください。

5款、1項、3目、農業振興費、18節、地域農業管理システム整備事業費補助金189万4,000円は、キジの買い取り価格を増額するものであります。

5款、1項、6目、農地総務費、12節、ため池工事効果算定業務委託料61万6,000円は、ため池2か所について、改修工事による効果を算定するための経費を計上しております。

5款、2項、2目、林業振興費、18節、森林環境整備事業費補助金524万5,000円は、林業機械の導入支援に係る補助金で2事業者分を計上しております。

18ページをお開きください。

7款、2項、1目、道路維持費、14節、道路改修工事請負費285万円は、町道城山線の落石防止網の改修工事及び中ノ川1号線迂回路仮橋工事に係る経費であります。

19ページをご覧ください。

7款、3項、2目、砂防費、14節、がけ崩れ防災対策工事請負費1,500万円の減額は、申請者死亡により、1件中止となったため減額するものであります。

21ページをご覧ください。

9款、3項、1目、学校管理費、17節、義務教育教材備品172万2,000円は、広見中学校吹奏楽部の楽器購入に係る経費であります。

9款、3項、3目、学校改修費、17節、備品購入費3,476万6,000円の減額は、広見中学校改修に係る機械器具費について、事業費の確定により減額するものであります。

22ページをお開きください。

9款、4項、4目、文化費、14節、等妙寺旧境内保存整備工事請負費247万円は、等妙寺旧境内の階段を整備するのに係る費用であります。

10款、1項、2目、林道施設災害復旧費、14節、災害復旧工事費700万円は、林道藤川線に係る災害復旧工事費となります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたしますので、予算書7ページをご覧ください。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金の3節、社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金1,397万円は、住民基本台帳、戸籍、戸籍附票に振り仮名をつけるためのシステム改修に対する補助金であります。4節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億3,492万5,000円は、住民税非課税世帯に7万円を給付する給付金及びその事務費に対する交付金となります。

15款、2項、8目、災害復旧費県補助金、2節、林道施設災害復旧費県補助金455万円は、林道藤川線に対する補助金となります。

8ページをお開きください。

18款、2項、3目、公共施設等整備管理基金繰入金、1節、公共施設等整備管理基金取り崩し3,220万円の減額は、主に中学校改修費の減額により、基金の取り崩し額を減額するものであります。

次に、18款、2項、11目、森林環境譲与税基金とりくずし、1節、森林環境譲与税基金とりくずし548万7,000円は、森林環境整備事業に充当するため取り崩すものであります。

次に、9ページの21款、町債でありますけれども、21款、1項、2目、民生費のうち、3節、保育所施設整備事業債（過疎）120万円は、認定こども園さくらの駐車場整備に係る増額分となります。

21款、1項、8目、教育費、8節、史跡等妙寺旧境内保存整備事業債（過疎）240万円は、等妙寺旧境内保存整備事業に係る増額分であります。

21款、1項、9目、災害復旧事業債、2節、林道施設災害復旧事業220万円は、林道藤川線に係る町債となります。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページ、第2表、地方債補正につきましては、今ほど歳入で説明いたしました地方債につきまして、それぞれ起債の限度額を補正するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも補正前と同じとなっております。

続きまして、給与費明細書について御説明いたします。

予算書23ページをご覧ください。

1の特別職について御説明いたします。

長等及び議員につきましては、人事院勧告につき、期末手当を0.1か月分引き上げております。

次に、24ページをご覧ください。

一般職について御説明いたします。人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて補正をし、また、休職等による休職者の給与を調整をしております。人事院勧告につきましては、初任給及び若年層の月額を引き上げ、期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05か月分ずつ引き上げております。

総括といたしまして、報酬を94万4,000円の増、給料885万8,000円の増、職員手当830万6,000円の増、共済費684万2,000円の増となっております。

25ページが正職員、26ページが会計年度のそれぞれ内訳となっております。

27ページ以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通し願います。
以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（山本博士君）

16ページ、4款、6目、18節、太陽光発電システム設置費補助金になるんですが、50万、これ蓄電設備も含まれているのか、そして何人ぐらいになるのかということと、次のページ、17ページ、5款、4目、18節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金、これ減額になって、下の部分もそうなんですが、減額になった理由を説明してください。

それから、もう1点、5款、2項、2目、18節、森林環境整備事業費補助金、ちょっと内容説明をお願いいたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

4款、1項、6目の部分につきましては森課長が、それから5款、1項、4目につきましては奥藤課長が、5款、2項、2目の分につきましては東室長、それぞれ答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

4款、1項、6目、18節、太陽光発電システム設置費補助金50万ということで、蓄電池が含まれるかということと、あと人数ということの御質問だったと思うんですが、これにつきましては、住宅用の屋根置き太陽光発電のみということで御理解をいただけたらと思います。

件数につきましては、当初100万ということで、1件、条件を10万円ということで10件分を予定をしております、現在10件申込みがございました。そういうことで、今後、申込みというか問合せ等もございますので、50万、5件分、上限10万として予算計上させていただいている次第であります。

以上であります。

○農林課長（奥藤幸利君）

5款、1項、4目、畜産業費、18節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金の107万4,000円の減額、それから飼料価格高騰対策支援事業費補助金91

万7,000円の減額について、減額の理由ということなのですが、この補助金につきましては、配合飼料価格安定基金加入者に対して配合飼料価格の高騰に対して補助するものが上段のもので、既に支払いを完了しておりますので、補助金確定により減額するものです。

下の部分につきましては、町単の事業ではございますが、同じく支払い完了したために補助金確定ということで減額するものです。

以上です。

○森林対策室長（東 英範君）

それでは、5款、2項、2目、18節、負担金補助及び交付金の森林環境整備事業費補助金524万5,000円の内容についてという御質問であります。これに関しましては、補助の対象が林業事業体、それと自伐型林業者に対する機械設備の導入支援の補助となっております。2つの林業事業者のほうから出ておまして、それぞれクローラーキャリア運搬車両、そして林業油圧ショベルの導入、この2台への補助となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

16ページの4款、6目の太陽光発電の確認なんです。蓄電池設備に関しては補助は出ないんですか。

○環境保全課長（森 明君）

今の御質問なんですけれども、この町補助金につきましては、3つございまして、1つ目が、太陽光発電という今回補正を上げたもの、これにつきましては、純粋に屋根に設置します太陽光パネルということで、残り2つのうちの蓄電池がないのかということで、新エネルギー対策ということで、そこにつきまして、例年、補助金をつけさせていただきまして、蓄電池につきましては、そちらのほうで申請をしていただければ、対象ということでさせていただいております。

以上であります。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○5番（山本博士君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありますか。

○6番（赤松俊二君）

2点ほど質問させていただきますが、まず、11ページの2款、1項、11目、生活交通路線対策費、17節の機械器具費のキホカカードチャージ機導入経費2台、このチャージ機導入をする、それは公民館であるかなと思うんですが、2か所、どこに設置をされるかというのをお聞きしたいのと、それと、11ページの2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費の14節、北宇和高校教育寮改修工事なんですが、これについての改修場所、どこなのか。

それと、この教育寮については、前回、今の北宇和高校教育寮をしたときも、こういった仮の寮を改修されたと思うんですが、その場所は今回使えなかったのか、また新たに改修をされるのか、その点についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、2つの目につきましては、企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

11ページ、2款、1項、11目、17節の機械器具費138万9,000円のチャージ機の場所をどこに置くかというような御質問だったと思いますが、現在想定をさせていただいている場所は、北宇和病院が1か所と町内の商店、大型量販店のほうに置くことができないのかということで調整をさせていただいております。2か所とも現在、お話、ちょっとお願いをさせていただいている状況でございます。

2点目、同じく11ページ、2款、1項、15目、14節の北宇和高校教育寮仮寮改修工事請負費298万1,000円につきまして、場所はどちらかというような御質問だったと思いますが、前回寮ができるまで、いっとき居住施設として御利用をさせていただいておりました建物を再度仮寮として改修を予定をしているところでございます。なので、場所につきましては、前回同様の建物ということでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

チャージ機の導入の場所については、今ほど説明があったんですけども、今後、このチャージ導入機については、定期的に導入をされるという考えが、今後、場所設置については、今後どういう計画でやられるのかということと、その仮寮の改修なん

ですが、これ何名程度の方を見越しての改修とされているのか、その点についてお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目、御質問の計画的にチャージ機導入を考えているのかということですが、今回予定をしているチャージ機2機につきましては、先行的に利用者が多いと思われるところをまずは設置を考えさせていただきまして、以降、また各地域に応じて御意向等もお聞きする中で追加することができないか、そういったことは検討をしていきたいと思っております。

2点目の寮改修に伴い、何名程度を予定をしているのかということですが、現在新築の寮、定員14名に対しまして8名の方、入寮をさせていただいております。本年度、既に入寮生の1次募集をさせていただきまして、11月末で1次募集締め切りをさせていただいております。結果10名の応募がございました。なので、現在入っている方が8名と今度予定される方が10名と仮定した場合、18名の方が居住施設が必要ということになります。なので新寮だけでは、計算上は4名程度はあふれるということですので、至急、仮寮のほうを改めて改修をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

はい。

○11番（末廣 啓君）

今ほどの件なんです、仮寮の改修、どこを直されるのか、改修されるのかということと、仮寮の使える部屋が何部屋あるのかということと、それと今言われた、今年度募集10名と言われましたけども、今後もそれぐらいの人数があるとしたら、先走った話かもしれませんが、町長、新しい寮をまた造るようなことも考えられておりますが、答えられたら答えていただきたらと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

議員おっしゃるとおり、1次募集で10名という形で、実際に2次募集といいますが、受ける方がもっと多くなる可能性がゼロではないということで、危惧しております。

す。やっぱり一番はじめにですね。大きいものを建てたかったんですけども、実際には多くの方から、本当に1人でも入るのかというような脅しもあったりといったら怒られますか。言葉が悪かったですね。というようなこともあってですね。少し慎重にはなっておったんですけども、町民の方々、議会の皆さんの御了解いただければ、新しい寮というものも増設したいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

詳細につきましては、小川課長のほうで答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目のどこを直すかというような御質問でございますが、前は約6か月程度、一時的な入居施設ということで、老朽箇所と必要最低限の改修とさせていただいたところでございますが、今現在、今度利用を考えている建物につきましては、古民家というところで、それぞれの仕切りがふすまというような状態にもなっておりますので、しっかりとプライバシー確保できるように、全ての部屋について鍵付きの建具を全部改修をやり直しということで考えております。また、遮光カーテン等追加で設置をしたい部分と、あと座で傷んでいる部分がございますので、そういったところを直していきたいと考えております。

あと、2点目の何部屋あるかということでございますが、2階については、4部屋あります。1階については、生徒さんが居室として使える部屋が3部屋と、あと共有スペース、あとは宿直さん等がお泊まりいただく部屋、そういったことで7部屋程度は1階のほうにあるということです。

以上です。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

今来られている8名の方々も馬術部に所属されておる方、生徒さんが多いということで、非常に特色ある学校になっておりますので、ぜひ全国からそれぐらいの応募があるんだったら、新しい寮も考えていただこうし、ぜひ早急に造っていただかないと、来たい人も来れなくなるということで、早急に進めていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

11ページの2款、1項、12目の12節の設計委託料、旧清水保育所改修に係る設計委託料143万円、これ今後の利用が決まったの改修なのかと改修内容、それとこの建物の建築年度について質問します。

もう1点、15ページ、3款、2項、2目の14節の保育所施設整備工事請負費120万、これもさくら駐車場整備工事となっておりますが、これはもう現在、工事はされているんですが、そこの中で足りなかった工事なのか、この120万の内容についてお願いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項につきましては小川課長が、3款、2項につきましては善家課長がそれぞれ答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の10ページ、2款、1項、12目、12節、設計委託料143万円、今後の利用は決まっているのかということでございますが、地域と何回か御協議はさせていただき中で、具体的な利用というのは、今後詰めていく部分をお聞きはしております。

今回改修を予定しておりますのは、トイレであったり、段差解消、バリアフリーの部分、また裏門扉の改修等、必要最低限の改修をさせていただき、そういった予定で工事に係る設計費等を計上させていただきとるところでございます。

2点目、ちょっと建築年度ということでございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど御報告をさせていただければと思います。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの1点目の御質問の建築年度に関してなんですけども、ちょっと間違えているかもしれませんが、私の記憶では、平成4年の建築物件であったのではないかといいふうに思っております。町内の保育所では、最も新しい施設であったような記憶がございます。

それでは、3款、2項、2目、14節、工事請負費、保育所施設整備工事請負費の120万について御説明をいたします。

こちらのほうにつきましては、議員おっしゃるとおり、現在外構工事を行っております。こちらの外構工事の内容につきましては、園庭それから遊具、そしてプール、それから周辺のフェンス、そういったものの外構工事を現在行っているところでございます。

今回補正で要求させていただいております120万円につきましては、令和5年6

月6日に認定こども園さくらの改修工事に係る保護者説明会、こちらを開催させていただきました折に、保護者の方々から改修工事に併せて駐車場の区画見直し、それから車輪どめ、こちらの設置について要望がございました。今回の予算につきましては、そちらの工事の予算を計上するものであります。

詳細につきましては、認定こども園さくらの駐車場の白線、区画線が狭いと。子どもを降ろしたりするときには隣の車と接触するおそれがあるので、できれば車幅を、車自体も今広がっておりますので、そういった1台当たりの区画線を少し広げてほしいということと、それから、現在もフェンスにちょっと傾いたような状態のところがあるんですけども、そういったフェンスに、それから擁壁などにも接触しないように、車輪どめを設置して安全対策を図るというものでございます。

以上です。

○4番（中山定則君）

最初の旧清水保育所の件なんですけど、まだはっきりした利用、どういうふうにご利用するかは分からない段階での改修ということなんですけど、これ、設計段階からこれはかなりの金額、トイレについては、あれを広げることじゃなくて、洋式にしたりそういう改修なのか。あそこは鉄筋コンクリートだったと思うんですけど、なかなか改修かかるんじゃないかということ。ということは、バリアフリーとかも増設したり、建物を補強したりということ、バリアフリーとか言われたんですけど、それだけでどまるような改修なのか、再度質問します。

それと、さくら保育所の駐車場については、今ある駐車場の区画とかと言われたんですけど、私、最初のときの改修のときに、駐車場の増設ということで、建物の後ろ側とか等、検討できませんかということで質問させていただいたと思うんですけど、その点はどうなっているのか。南予森林組合ができて、あの辺りとの関係もあるのでと言われましたが、駐車場、保護者の方が足りるのであればいいんですけど、その辺、再度、この工事との関係を直接ではないんですけど質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

再び小川課長と善家課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目の旧清水保育所のトイレの改修内容でございますが、保育所もともと施設なので、便器が小さかったり、和式便器であったり、そういったものは高齢者等でも使いやすい洋式便座にやり替える、また、トイレブース等も改修が必要と考えているところでございます。

また、段差解消につきましては、例えばグラウンドから建物内に入る部分の段差の部分であったり、玄関に入る際の段差であったり、そういった部分を改修ということで考えているところでございます。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

駐車場の内容につきまして、詳細について御説明いたします。

現在、駐車できる車の台数が26台ございまして、こちらの当然、区画線を1台当たりの車幅を広く取りますと、どうしても台数が減ってしまいます。こちらが26台から21台に減るような形にはなるんですが、今、職員があちらの保護者の方も皆さん使われている駐車場に職員も車をとめているというような状況でございまして、なかなか保護者の皆さんがお迎えに来たりするときに混雑するというふうなこともございますので、裏の森林組合のほうと協議をさせていただきまして、森林組合の土地のさくら保育所側に車をとめていいというふうなことで御了解いただきましたので、今回の区画線見直しによりまして、職員の車は、全部森林組合のほうに駐車させていただくことで行うようにしております。

ただ、現在行っている外構工事なんですが、その中で、子ども園裏のフェンスがずっと張ってあるんですけども、そのフェンスを一部開閉式にしまして、あそこの擁壁が大体60センチぐらいの高さで段差があるんですが、そちらに階段、鉄製の簡易な階段といいますか、そういった階段を設置して、職員は森林組合のほうに車をとめて階段を利用してフェンスの開閉式のフェンスを開けて、すぐに保育所の敷地内に入れるといった形で対応したいということで考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

最初のトイレの改修や清水保育所の件、トイレなんですが、改修するのは職員のトイレを改修することなんですか、だと思うんですが、それ1つのトイレを改修ということなのか、もう最後になっているんで、それ。1つのトイレだけになるのか。1か所のトイレだけになるのかという確認です。

それと、さくら保育所の件については、森林組合に貸していただくということなんですが、これも恒久的というか、ずっとということで無料で職員何名かあれなんです

が、台数20台ぐらいなのか、ちょっと分かりませんが、ずっと無料で貸していただけるのか、その辺大丈夫なのか、大丈夫というか。そこから通路は階段を作ることなんですが、それでいいのかどうかについて、当面大丈夫ということなんですけど、対策は今後は考えないといけないんじゃないかと思うんですが、最後に質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

1つ目の清水保育所の分なんですけども、基本的に地域の方が使われるということで、きっちりと愛治地区のほうで何回も協議を重ねていただいておりますので、その中身、詳細については、私も承知はいたしておりませんが、この間もですね、地元から要望に来ていただきまして、その中で、この設計書を組んだということも申し上げたんですけども、ただ、まだ地元の方がこういうものを作りたいというのが、全部は決まっていんですけども、こういうものを作りたいと理想をしっかりと伝えていただきましたので、それで、うちのほうは予算を組んだ、なるべく早く使っていただこうと。まだまだ協議する内容があるものですから、そこについては少しお時間をいただきたいなというふうに思います。

ただ、地域の方が本当にまた自分らが使うんじゃないというようなお気持ちを示していただいておりますので、できるだけ私は何というかな、気持ちに寄り添った施設といえますか、再利用したいなというふうに思っております。

それから、さくらのほうは、ちょっと課長の答弁が少し違ったんですけども、あそこの土地は町有地でございます。森林組合のほうに貸し付けておりますのは、今の建物があったほうで、こちらのほうの部分は、さくら保育所でいろんなイベントがあるので、そのときはしっかり町で使いますよという話をしておりますので、その分については、担保ができるといいうふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第83号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、9日から13日までの5日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、9日から13日までの5日間休会することに決定しました。

なお、12月14日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長(末廣 啓君)

起立願います。

礼。

(午後 4時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 5 番）

鬼北町議会議員（ 6 番）